HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識
Author(s)	松村, 良之; 木下, 麻奈子; 太田, 勝造 他
Description	論説
Citation	北大法学論集, 59(4), 620[1]-546[75]
Issue Date	2008-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35186
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-4_p620-546.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識

松村　良之、木下麻奈子
太田　勝造、山田　裕子

Ⅰ．はじめに ―― 意識調査の全体像

本稿は、日本学術振興会科学研究費基盤（A）「裁判員制度の受容と望ましい制度運用について ―― 裁判員制度は成功するか？ ――」（2007－2010年度、研究代表者松村良之）が2008年度に行った第１次全国裁判員制度意識調査のデータの基礎的分析結果を、調査のリサーチデザイン、調査方法、調査票の構成とともに示すものである(1)。

本科学研究費に基づく研究は開始されたばかりである。今後は、本調査データをさまざまな仮説に基づき、多様な技法を用いて分析し、その結果を順次発表する予定である。2010年度には第２次調査が予定されており、両データに基づいて、第１次調査、第２次調査を通観したいわゆる前後研究（before-and-after study）が行われる計画である。しかし、それらの分析の前提として必ず行うべきことは、データセットを確定し、記述的なデータの基礎的分析結果を示すという作業である。それによって、データセットの信頼性が担保される。また、裁判員制度は、現在もっとも関心を持たれている政治的社会的イッシューであり、早急にデータの基礎的分析結果を発表することは、学問的のみならず、政策的、法実務的にも有意義であろう。

1．調査の企画と意図

裁判員制度は、「司法制度改革の目玉」（松尾，2006：10）として立法され、2009年５月21日から施行されるが、いまだ国民に身近な存在ではない。たとえば、2005年度に行われたある全国調査（中央調査社報，2005）では、裁判員制度を「必要」であるとする者は34％、一方、「不要」であるとする者は41％と、不要派が多かった。この結果を2003年度、2004年度に行った調査と比較すると、驚くべきことに制度の周知度が高まるにつれ、裁判員制度必要派の回答者の割合は減少していることが分かる。さらに「裁判員に是非参加したい」あるいは「参加してもよい」と回答した者の割合も年々減少しており、2005年度調査では裁判員に参加する意向のある人は22％しかいない。つまり司法制度改革の意図とは異なり、現在のところ裁判員制度は国民に受容されているとは言い難い状況にあるといえよう。

本研究には、大きく２つの意義がある。第１は、このような社会状況を踏まえて、いかに裁判員制度が国民に浸透し受容されていくかを明らかにすることである。詳しく述べると、本研究では、裁判員制度に対する態度（認知、感情的な評価、行動意図）、さらに刑事法や刑事司法システムに対する人々の態度や行動性向がどう変化するかについて明らかにする。その目的のために、一般人を対象に裁判員制度導入前（2007年度実査）と導入後（2010年度実査予定）の計２回の調査票調査を行い、その変化の有無と内容とを調べようとするものである。本稿はこの第１回目の調査結果の基本的統計分析の報告である。

第２の意義は、この社会調査が、刑事司法についての人びとの態度を体系的に明らかにする日本で初めての調査票調査だということである。それゆえ、2007年度の調査はそれ単独で、大きな意味を持つのである(2)。

2．リサーチデザインと調査方法

(1) サンプリング

母集団は全国成人男女（但し70歳以下）(3)であり、抽出サンプル数は1,800である。サンプリングの方法は、層化二段抽出ランダムサンプリングであり、抽出地点は123地点、１地点は11名間隔の系統抽出法（出発点は名簿上でランダムに定める）で、１地点から地点ごとに予め定め

られた９名－15名の間の特定の人数が抽出されている。サンプリングは2007年11月30日から2008年１月22日にかけて行われた。なお、設計サンプルの性別、年齢分布、市郡別居住地分布については表－１、２、３を参照されたい。

表－１　性別

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	人	%	人	%
男性	849	47.17	514	44.31
女性	951	52.83	646	55.69
合計	1,800	100.00	1,160	100.00

表－２　年齢分布

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	人	%	人	%
20歳代	267	14.83	134	11.55
30歳代	358	19.89	204	17.59
40歳代	347	19.28	235	20.26
50歳代	384	21.33	275	23.71
60歳以上70歳以下	444	24.67	312	26.90
合計	1,800	100.00	1,160	100.00

表－３　市郡別居住地分布

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	人	%	人	%
18大都市	477	26.50	279	24.05
その他の市	1,143	63.50	761	65.60
町・村	180	10.00	120	10.34
合計	1,800	100.00	1,160	100.00

⑵　実査

調査方法は留め置き法で行われた。すなわち、調査員が訪問し、調査票への記入を依頼し､応諾した者に調査票を渡し自己記入をしてもらう。そして、後日調査員が回収するという方法をとった（なお、希望者については郵送による回収も行われた)。留め置き法によった理由は、設問の多くが５段階（１部７段階）の心理測定尺度のいづれかに○をつける

という形式であり、調査員の読み上げ式よりも自記式に適した調査票だからである。

実査は2008年２月８日(金)から３月２日(日)にかけて行われた。有効回答数は1,160であり、回収率は64.4％である。なお、サンプリングおよび実査は(社)中央調査社に委託して行われた。64％強という回収率については、現時点の社会調査としては極めて高い数値であると評価できる(4)。なぜなら、国民の間で個人情報保護ならびにプライバシー意識が高まってきているとともに、オレオレ詐欺など見知らぬ人を対象とする詐欺等の犯罪およびそのメディア報道が増大してきており、社会調査を称する訪問者への警戒感が非常に高まっているからである。なお、回収サンプルの性別、年齢、市郡別居住地分布についても表－１、２、３を参照されたい。

(3) 調査票の構成

この調査で用いたモデルは、人びとの裁判員制度に関する態度の構造を示したものである（図－１）。これは個人の内在変数を中心に捉えた個人モデル（主観モデル）であり、環境的な要因は外在変数として、個人の外側にあると位置づけている。このモデルを構成している要因について、図の上から順に説明する。

まず図の一番上にあるのが、裁判員になるという法行動である（最終的従属変数)。

次に、裁判員制度への態度であるが、態度理論に基づいて、感情、認知、行動の成分より構成されると考える。このうち裁判員制度への態度の感情的成分は、人びとが裁判員制度をどのように評価しているかという問題である。具体的な例を挙げると、裁判員制度全般に対する態度、裁判員の能力についての態度、裁判員として拘束されることへの態度、裁判員として参加することのコストに対する態度等から構成されている。裁判員制度への態度の認知的成分は、裁判員制度についての知識と知識についての自己評価から構成されている。裁判員制度への態度の行動的成分は､裁判員制度へ積極的に参加したいという行動意図があるか、あるいは参加したくないという行動意図を持っているかという態度からなる。

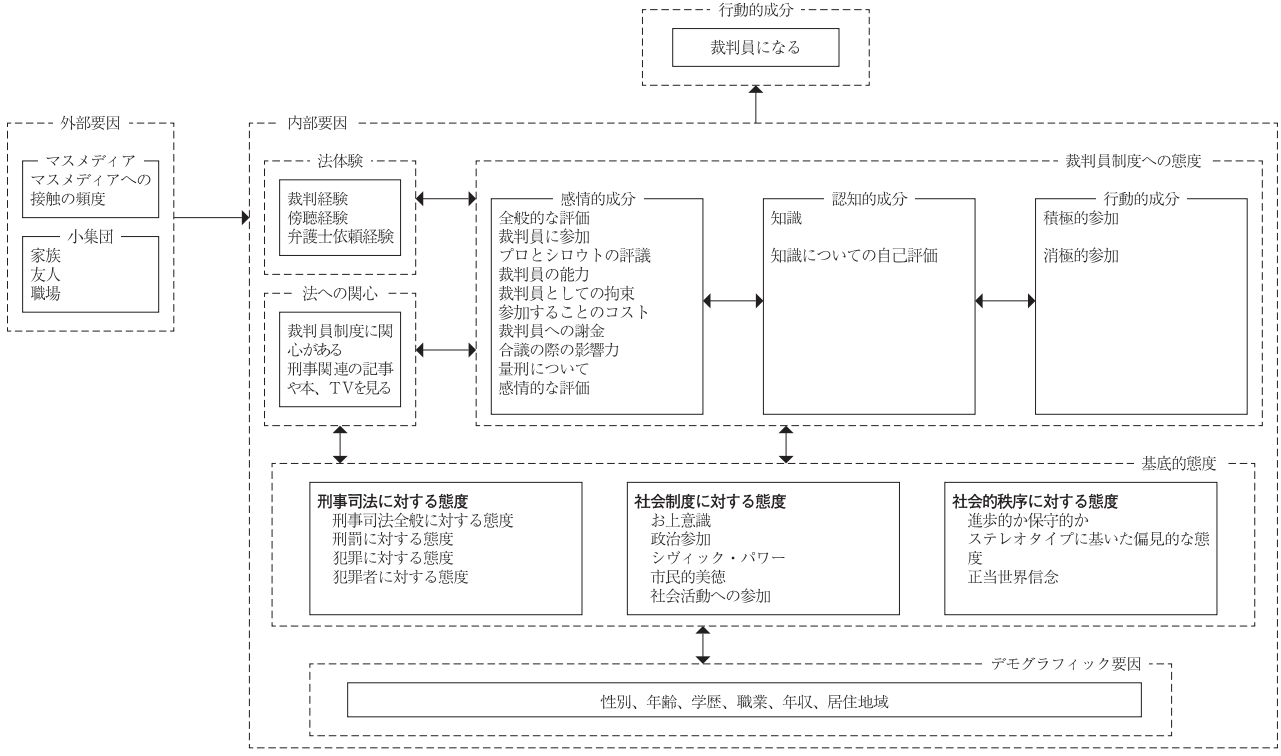

図ー1　裁判員制度に対する態度の構造モデル

裁判員制度への態度に影響を与える要因として、第１に「法体験」と「法への関心」がある。法体験は、裁判経験や裁判を傍聴した経験があるか、過去に犯罪に巻き込まれたことがあるか、法律家の知人がいるかなどである。「法への関心」は、刑事事件を扱った小説や映画を読んだり見たりするか否かなどの質問によって測定されるものである。

第２、裁判員制度への態度を支える基底要因として、「刑事司法に対する態度」、「社会制度に対する態度」、「社会的秩序に対する態度」がある。「刑事司法に対する態度」は、刑事司法全般に対する態度、刑罰に対する態度、犯罪に対する態度、犯罪者に対する態度から構成されている。「社会制度に対する態度」は、シヴィック・パワー（坂本2007：10-21）(5)、市民的美徳（シヴィック・ヴァーチュ）(6)（日本文化会議，1982; 坂本2007:7）、「お上意識」、政治参加への態度などの要因から構成されると考えられる。「社会的秩序に対する態度」は、進歩的あるいは保守的な態度を持っているか、ステレオタイプに基づいた偏見的な態度があるか、および正当世界信念などから構成される。

最後に、図の最下部にあるのが「デモグラフィック要因」であり、性別、年齢、学歴、職業、年収、および居住地域等が含まれる。

なお、外在変数として、マス・メディアからの影響、小集団からの影響が想定される。ただし本調査ではマス・メディアからの影響のみを調べた。なお、これらの変数は、内在変数のそれぞれのレヴェルに対して影響を与えるであろうと仮定している。

以上のように、本調査票は大きく分ければ、

(ⅰ) 裁判員制度に関する設問（要因計画法による設問を含む）、
(ⅱ) 刑事司法制度に関する設問（意見、評価など）、
(ⅲ) 上記(ⅰ)および(ⅱ)と関連すると思われる一般的な社会的態度を測定する設問、
(ⅳ) 上記(ⅰ)および(ⅱ)と関連すると思われる社会経験、日常経験に関する設問、
(ⅴ) 職業、年収などの背景的属性に関する設問、
(ⅵ) 要因計画法を採用した小話（vignette）形式に基づく裁判員による裁判の評価の設問（いわゆるシナリオ実験）

からなる(7)。

前段で述べたように、本調査票は要因計画法を取り入れたため、その質問部分が異なる８種類の調査票がある。以下では、それらをＡヴァージョンからＨヴァージョンと呼ぶことにする(8)。

Ⅱ．度数分布と基本統計量

以下、各設問の度数分布と基本統計量について調査票の設問の順序に従って説明する。なお、本文と表にあるＱに始まるアルファベットと数字の表記（たとえば、Q5_5）は統計分析ソフトウェアSPSSにおける変数名である（例ではQ5_5は調査票の問５(5)に対応する）。ここでは扱いやすさとわかりやすさという観点から、設問の特定は原則としてこのSPSS上の変数名による。

１．マスコミ接触など

Q1からQ3の質問では、刑事司法を含む情報に被調査者がどの程度接触しているかを測定するために、マスコミとの接触などを尋ねた。結果は表－４の通りである。

表－４　マスコミ接触

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q1　あなたはテレビやラジオ、新聞（インターネット版を含む）のニュースを、見たり、聞いたりする方だと思いますか、思いませんか。(○は１つ)	1　見たり聞いたりする方ではないと思う	26	2.24		
	2　どちらかといえば見たり聞いたりする方ではないと思う	84	7.25		
	3　どちらともいえない	132	11.39		
	4　どちらかといえば見たり聞いたりする方だと思う	523	45.13		
	5　見たり聞いたりする方だと思う	394	33.99		
	合計	1,159	100.00	4.01	0.97
	無回答	1			

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q2　あなたは、ご自分が、犯罪や刑事裁判をあつかった小説、映画、テレビドラマを読んだり見たりする方だと思いますか、思いませんか。(○は１つ)	1　読んだり見たりする方ではないと思う	133	11.47		
	2　どちらかといえば読んだり見たりする方ではないと思う	229	19.74		
	3　どちらともいえない	324	27.93		
	4　どちらかといえば読んだり見たりする方だと思う	340	29.31		
	5　読んだり見たりする方だと思う	134	11.55		
	合計	1,160	100.00	3.60	1.36
	無回答	0			

表－４　マスコミ接触（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q3　あなたは、ご自分が、インターネット（パソコンや携帯電話などによる）を仕事以外でよく使う方だと思いますか、思いませんか。(○は１つ)	1　使わない方だと思う	446	38.55		
	2　どちらかといえば使わない方だと思う	221	19.10		
	3　どちらともいえない	123	10.63		
	4　どちらかといえば使う方だと思う	225	19.45		
	5　使う方だと思う	142	12.27		
	合計	1,157	100.00	3.42	1.35
	無回答	3			

＊質問文と選択肢の文言は、調査票でも用いられた文言の通りであるが、表ではふり仮名については省略されている、なお、表－５以下も同じである。

２．体感治安

Q4はいわゆる体感治安について尋ねている。結果は表－５の通りである。なお、別途、犯罪の被害経験について尋ねた設問も用意されている（Q7）。それについては、４．法的経験を参照されたい。

表－５　体感治安

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q4　あなたやあなたの家族が犯罪にあう危険が増えていると感じますか、減っていると感じますか。(○は１つ)	1　減っていると感じる	18	1.56		
	2　どちらかといえば減っていると感じる	16	1.39		
	3　どちらともいえない	359	31.11		
	4　どちらかといえば増えていると感じる	511	44.28		
	5　増えていると感じる	250	21.66		
	合計	1,154	100.00	3.83	0.83
	無回答	6			

３．一般的な社会的態度

Q5の各変数（Q5_1からQ5_13までの質問への回答）は、一般的な社会的態度にかかわるものである。このうち、Q5_1は、社会関係資本（social capital）に関わる一般的信頼を尋ねたものである（山岸,1998；坂本,2007:19）。Q5_2とQ5_12は、シヴィック・パワーやシヴィック・コンピテンスを尋ねた質問である（坂本,2007:19-21）。Q5_3とQ5_4は、個人が社会に対して貢献すべきかといったシビック・ヴァーチュについての態度を尋ねたものである（日本文化会議，1982:162；坂本,2007）。

Q5_5、Q5_13の２項目は、正当世界尺度に由来する設問である（詳しくは松村他,2006a:1521；2006b:1447参照）。Q5_7は、生活態度や考え方の保守性と柔軟性、寛容性などを尋ねた設問である（詳しくは松村他,2006b:1448参照）。Q5_6、Q5_8、Q5_9、Q5_11は、いわゆる「お上意識」を測定しようとした設問群である（詳しくは松村他,2006b:1448参照。ただし、一部松村他,2006b の設問とはワーディングが異なるものがある）。Q5_10は、ステレオタイプに基づいた偏見的な態度に関わる質問である。

各質問の結果については表－６を参照されたい。

表－６　一般的な社会的態度

あなたは次のそれぞれの文章についてどうお思いですか。(1)から(13)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5_1　ほとんどの人は信頼できる	1　そう思わない	171	14.81		
	2　どちらかといえばそう思わない	215	18.61		
	3　どちらともいえない	450	38.96		
	4　どちらかといえばそう思う	284	24.59		
	5　そう思う	35	3.03		
	合計	1,155	100.00	2.82	1.06
	無回答	5			
Q5_2　国の政治がどう変わろうとも、自分の生活には関係がない	1　そう思わない	513	44.30		
	2　どちらかといえばそう思わない	280	24.18		
	3　どちらともいえない	193	16.67		
	4　どちらかといえばそう思う	123	10.62		
	5　そう思う	49	4.23		
	合計	1,158	100.00	2.06	1.19
	無回答	2			
Q5_3　公共の利益のためには、個人の権利が制限されてもやむを得ない	1　そう思わない	309	26.85		
	2　どちらかといえばそう思わない	286	24.85		
	3　どちらともいえない	346	30.06		
	4　どちらかといえばそう思う	170	14.77		
	5　そう思う	40	3.48		
	合計	1,151	100.00	2.43	1.14
	無回答	9			

表ー 6　一般的な社会的態度（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5_4　私たちは、世のため人のためにつくすべきだ	1　そう思わない	41	3.56		
	2　どちらかといえばそう思わない	55	4.77		
	3　どちらともいえない	392	34.00		
	4　どちらかといえばそう思う	486	42.15		
	5　そう思う	179	15.52		
	合計	1,153	100.00	3.61	0.93
	無回答	7			
Q5_5　この世の中では努力はいつか報われるようになっている	1　そう思わない	120	10.41		
	2　どちらかといえばそう思わない	205	17.78		
	3　どちらともいえない	429	37.21		
	4　どちらかといえばそう思う	296	25.67		
	5　そう思う	103	8.93		
	合計	1,153	100.00	3.05	1.10
	無回答	7			
Q5_6　社会にとって重大なことは、専門家に任せるべきだ	1　そう思わない	134	11.71		
	2　どちらかといえばそう思わない	193	16.87		
	3　どちらともいえない	411	35.93		
	4　どちらかといえばそう思う	290	25.35		
	5　そう思う	116	10.14		
	合計	1,144	100.00	3.05	1.14
	無回答	16			
Q5_7　私は新しい生活スタイルや考え方を受け入れる方だ	1　そう思わない	63	5.45		
	2　どちらかといえばそう思わない	208	17.98		
	3　どちらともいえない	491	42.44		
	4　どちらかといえばそう思う	333	28.78		
	5　そう思う	62	5.36		
	合計	1,157	100.00	3.11	0.94
	無回答	3			
Q5_8　なにごともお上にまかせるという態度が日本を悪くしてきた	1　そう思わない	36	3.12		
	2　どちらかといえばそう思わない	72	6.23		
	3　どちらともいえない	308	26.67		
	4　どちらかといえばそう思う	418	36.19		
	5　そう思う	321	27.79		
	合計	1,155	100.00	3.79	1.02
	無回答	5			

表－６　一般的な社会的態度（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q5_9　トラブルに巻き込まれても専門家まかせにしてはだめだ	1　そう思わない	71	6.15		
	2　どちらかといえばそう思わない	122	10.56		
	3　どちらともいえない	414	35.84		
	4　どちらかといえばそう思う	355	30.74		
	5　そう思う	193	16.71		
	合計	1,155	100.00	3.41	1.08
	無回答	5			
Q5_10　犯罪を犯すような人は、社会の落伍者である	1　そう思わない	92	7.97		
	2　どちらかといえばそう思わない	132	11.44		
	3　どちらともいえない	572	49.57		
	4　どちらかといえばそう思う	234	20.28		
	5　そう思う	124	10.75		
	合計	1,154	100.00	3.14	1.02
	無回答	6			
Q5_11　政府は私たち国民を守って当然だ	1　そう思わない	14	1.21		
	2　どちらかといえばそう思わない	28	2.43		
	3　どちらともいえない	171	14.83		
	4　どちらかといえばそう思う	430	37.29		
	5　そう思う	510	44.23		
	合計	1,153	100.00	4.21	0.87
	無回答	7			
Q5_12　社会がよくなるかどうかは、自分たち次第である	1　そう思わない	52	4.49		
	2　どちらかといえばそう思わない	66	5.70		
	3　どちらともいえない	332	28.69		
	4　どちらかといえばそう思う	436	37.68		
	5　そう思う	271	23.42		
	合計	1,157	100.00	3.70	1.03
	無回答	3			
Q5_13　この世の中では、悪いことやまちがったことをしても見逃される人が数多くいる	1　そう思わない	21	1.81		
	2　どちらかといえばそう思わない	28	2.42		
	3　どちらともいえない	174	15.03		
	4　どちらかといえばそう思う	466	40.24		
	5　そう思う	469	40.50		
	合計	1,158	100.00	4.15	0.89
	無回答	2			

４．法的経験

Q6からQ8までの質問群では広い意味の法的経験を尋ねている。Q6、Q6no2は裁判所利用の経験である。それらは表－７に掲げられている。Q6は複数回答可の設問である。Q7では犯罪被害経験を尋ねており、刑

事司法制度に対する態度と関連あると予測される（なお、２．体感治安も参照）。Q8は法律専門職の知り合いの有無である。

表－７　法的経験

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q6　あなたは裁判所を利用したり、裁判所に行ったことがありますか。自分で利用した場合だけでなく、傍聴や付添いや証人として行った場合も含めて答えてください。(○はいくつでも)	1　当事者（原告、被告、申立人、被申立人など）として裁判や調停をした	145	12.88
	2　当事者以外の関係者（証人、付添いなど）として裁判や調停に関与した	73	6.48
	3　当事者や関係者以外として裁判所に行った	77	6.84
	4　裁判所に行ったことはない	838	74.42
	5　覚えていない	25	2.22
	有効回答者数	1,126	
	無回答	34	

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q6no2　１または２と答えた方にお聞きします。それはどのような事案でしたか。(○は１つ)	1　民事または家事の事案（民事裁判や調停、家事審判など）	113	56.22
	2　刑事関係の事案（交通法規違反も含む）	79	39.30
	3　その他	5	2.49
	4　わからない	4	1.99
	合計	201	100.00
	非該当	958	
	無回答	1	

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q7　この５年間で、あなたご自身やご家族が犯罪の被害にあったことがありますか（物品やお金を盗まれたりだまし取られたり、痴漢にあったり、ケガをさせられたりしたことなどです）。(○は１つ)	1　ない	900	77.85
	2　ある	239	20.67
	3　覚えていない	17	1.47
	合計	1,156	100.00
	無回答	4	

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q8　あなたは弁護士または司法書士の知り合いがいらっしゃいますか。(○は１つ)	1　いる	228	19.71
	2　いない	899	77.70
	3　わからない	30	2.59
	合計	1,157	100.00
	無回答	3	

※ Q6については、複数回答なので、パーセントの合計は100にならない。

５．刑事司法に対する態度（１）

Q9_1からQ9_6までの設問群は、刑事訴訟手続きに対する態度、特に

被告人の権利保障をどう考えているかを尋ねた設問群である。一般的に多くの社会調査では、人々は被告人の権利保障について厳しい見方（権利保障が強すぎるとの評価）をしていることが示されているが、ここでの結果は、表－８の通りであった。

表－８　刑事司法に対する態度（１）

以下の文章について、あなたご自身のご意見をお聞かせください。以下の(1)から(6)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q9_1　凶悪な事件の場合には裁判所の逮捕状がなくても、容疑者を逮捕できて当然だ	1　そう思わない	122	10.56		
	2　どちらかといえばそう思わない	68	5.89		
	3　どちらともいえない	264	22.86		
	4　どちらかといえばそう思う	350	30.30		
	5　そう思う	351	30.39		
	合計	1,155	100.00	3.64	1.26
	無回答	5			
Q9_2　弁護士は被告人に黙秘を勧めるべきではない	1　そう思わない	71	6.15		
	2　どちらかといえばそう思わない	61	5.28		
	3　どちらともいえない	390	33.77		
	4　どちらかといえばそう思う	333	28.83		
	5　そう思う	300	25.97		
	合計	1,155	100.00	3.63	1.11
	無回答	5			
Q9_3　警察に逮捕されても有罪と決まったわけではないのだから、それだけで勤務先をクビになるのはおかしい	1　そう思わない	22	1.90		
	2　どちらかといえばそう思わない	36	3.11		
	3　どちらともいえない	246	21.26		
	4　どちらかといえばそう思う	368	31.81		
	5　そう思う	485	41.92		
	合計	1,157	100.00	4.09	9.59
	無回答	3			
Q9_4　捜査で真実を発見するためには、多少無理な取り調べもやむを得ない	1　そう思わない	261	22.64		
	2　どちらかといえばそう思わない	240	20.82		
	3　どちらともいえない	426	36.95		
	4　どちらかといえばそう思う	172	14.92		
	5　そう思う	54	4.68		
	合計	1,153	100.00	2.58	1.13
	無回答	7			

表－８　刑事司法に対する態度（１）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q9_5　凶悪な事件の被告人には弁護士をつけることを許すべきではない	1　そう思わない	336	29.14		
	2　どちらかといえばそう思わない	223	19.34		
	3　どちらともいえない	342	29.66		
	4　どちらかといえばそう思う	147	12.75		
	5　そう思う	105	9.11		
	合計	1,153	100.00	2.53	1.28
	無回答	7			
Q9_6　凶悪な事件の被告人といえども、刑事裁判においては人権が十分に尊重されなければならない	1　そう思わない	93	8.06		
	2　どちらかといえばそう思わない	168	14.56		
	3　どちらともいえない	379	32.84		
	4　どちらかといえばそう思う	296	25.65		
	5　そう思う	218	18.89		
	合計	1,154	100.00	3.33	1.17
	無回答	6			

６．刑罰を科す目的

Q10_1からQ10_7の設問群は、刑罰の目的（特に犯罪者を刑務所に収容する目的）を尋ねた設問である。これらの設問は、松村(2007)で用いた設問を利用している（ただし、一部新規に加えた設問と、省略した設問がある）。設問の意味と全体の構造については、松村(2007)を参照されたい。結果は表－９の通りである。

表－９　刑罰を科す目的

あなたは、罰として犯罪者を刑務所に入れることの目的についてどうお考えですか。以下の(1)から(7)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q10_1　犯罪者を罰することで、罪を犯した分だけその犯罪者に苦痛を与える	1　反対する	122	10.56		
	2　どちらかといえば反対する	68	5.89		
	3　どちらともいえない	264	22.86		
	4　どちらかといえば賛成する	350	30.30		
	5　賛成する	351	30.39		
	合計	1,155	100.00	3.78	1.01
	無回答	5			

表一 9　刑罰を科す目的（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q10_2　犯罪者を罰することで、犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起こることを抑制する	1　反対する	71	6.15		
	2　どちらかといえば反対する	61	5.28		
	3　どちらともいえない	390	33.77		
	4　どちらかといえば賛成する	333	28.83		
	5　賛成する	300	25.97		
	合計	1,155	100.00	4.10	0.84
	無回答	5			
Q10_3　犯罪者を刑務所に入れて、犯罪者がまっとうな人間になるよう教育する	1　反対する	22	1.90		
	2　どちらかといえば反対する	36	3.11		
	3　どちらともいえない	246	21.26		
	4　どちらかといえば賛成する	368	31.81		
	5　賛成する	485	41.92		
	合計	1,157	100.00	4.30	0.83
	無回答	3			
Q10_4　犯罪者を罰することで、被害者に代わって仕返しをする	1　反対する	261	22.64		
	2　どちらかといえば反対する	240	20.82		
	3　どちらともいえない	426	36.95		
	4　どちらかといえば賛成する	172	14.92		
	5　賛成する	54	4.68		
	合計	1,153	100.00	2.83	1.15
	無回答	7			
Q10_5　犯罪者に、罪人というレッテルをはることによって、その社会で面目を失わせる	1　反対する	336	29.14		
	2　どちらかといえば反対する	223	19.34		
	3　どちらともいえない	342	29.66		
	4　どちらかといえば賛成する	147	12.75		
	5　賛成する	105	9.11		
	合計	1,153	100.00	2.55	1.02
	無回答	7			
Q10_6　犯罪者を罰することで、社会のルールを人々が再確認する	1　反対する	13	1.13		
	2　どちらかといえば反対する	24	2.09		
	3　どちらともいえない	229	19.90		
	4　どちらかといえば賛成する	487	42.31		
	5　賛成する	398	34.58		
	合計	1,151	100.00	4.07	0.85
	無回答	9			

表－９　刑罰を科す目的（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q10_7　犯罪者を刑務所に入れておいて、犯罪者が犯罪を行えないようにする	1　反対する	36	3.13		
	2　どちらかといえば反対する	61	5.30		
	3　どちらともいえない	340	29.54		
	4　どちらかといえば賛成する	393	34.14		
	5　賛成する	321	27.89		
	合計	1,151	100.00	3.78	1.01
	無回答	9			

７．刑事司法に対する態度（２）

ここでは、問９に加えて、Q11_1からQ11_7までの７問で、死刑、裁判所、警察、刑事弁護など刑事司法に関するいくつかのことがらを尋ねている。結果については表－10を参照されたい。

表－10　刑事司法に対する態度（２）

あなたは、日本の刑事裁判制度についてどのように思いますか。以下の(1)から(7)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q11_1　死刑は廃止すべきだ	1　そう思わない	567	49.13		
	2　どちらかといえばそう思わない	212	18.37		
	3　どちらともいえない	259	22.44		
	4　どちらかといえばそう思う	67	5.81		
	5　そう思う	49	4.25		
	合計	1,154	100.00	1.98	1.15
	無回答	6			
Q11_2　犯罪者の人権は尊重されている	1　そう思わない	31	2.69		
	2　どちらかといえばそう思わない	100	8.69		
	3　どちらともいえない	497	43.18		
	4　どちらかといえばそう思う	341	29.63		
	5　そう思う	182	15.81		
	合計	1,151	100.00	3.47	0.95
	無回答	9			
Q11_3　裁判所は犯罪者に甘すぎる	1　そう思わない	46	3.99		
	2　どちらかといえばそう思わない	64	5.55		
	3　どちらともいえない	521	45.19		
	4　どちらかといえばそう思う	301	26.11		
	5　そう思う	221	19.17		
	合計	1,153	100.00	3.51	0.99
	無回答	7			

表一10　刑事司法に対する態度（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q11_4　警察に捕まらない犯罪者が多すぎる	1　そう思わない	20	1.73		
	2　どちらかといえばそう思わない	46	3.99		
	3　どちらともいえない	236	20.47		
	4　どちらかといえばそう思う	427	37.03		
	5　そう思う	424	36.77		
	合計	1,153	100.00	4.03	0.94
	無回答	7			
Q11_5　弁護士は、金のために被告人の弁護をしている	1　そう思わない	68	5.89		
	2　どちらかといえばそう思わない	147	12.73		
	3　どちらともいえない	503	43.55		
	4　どちらかといえばそう思う	269	23.29		
	5　そう思う	168	14.55		
	合計	1,155	100.00	3.28	1.05
	無回答	5			
Q11_6　死刑は凶悪な犯罪の防止に役立っている	1　そう思わない	98	8.48		
	2　どちらかといえばそう思わない	117	10.13		
	3　どちらともいえない	361	31.26		
	4　どちらかといえばそう思う	283	24.50		
	5　そう思う	296	25.63		
	合計	1,155	100.00	3.49	1.22
	無回答	5			
Q11_7　被害者の人権は尊重されている	1　そう思わない	311	27.02		
	2　どちらかといえばそう思わない	347	30.15		
	3　どちらともいえない	361	31.36		
	4　どちらかといえばそう思う	85	7.38		
	5　そう思う	47	4.08		
	合計	1,151	100.00	2.31	1.07
	無回答	9			

8．責任主義について

近代刑法は責任主義（責任なければ刑罰なしの原則）の立場に立つが、一般人は結果責任に傾いているのではないかということは刑事事件についての、マス・メディアの報道などから予測されることである。また、一般人は犯罪を犯したとされる少年の処遇についてむしろ厳しい態度（少年であることを刑罰の加重事由とする）をとることも知られている（たとえば最高裁判所、引用文献欄参照）。Q12_1からQ12_4までの4問は、これらの問題と関連するいくつかのことがらについて（たとえば加害者は少年であった、酒に酔っていたなど）、それらが刑罰の加重事

由なのか軽減事由なのか、どの程度そうなのかを尋ねた。結果は、表－11の通りである。

表－11　責任主義

AがBを棍棒で殴って全治１ヶ月のけがを負わせました。加害者Aに対する刑罰についてあなたのお考えをお聞きします。以下のような事情があった場合、あなたはそれを刑罰を重くする事情だと評価しますか、それとも刑罰を軽くする事情だと評価しますか。以下の⑴から⑷のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q12_1　加害者Aは18歳の未成年であった	1　刑罰を非常に軽くする事情	16	1.40		
	2　刑罰を軽くする事情	42	3.67		
	3　刑罰をやや軽くする事情	150	13.10		
	4　刑罰は重くも軽くもしない	720	62.88		
	5　刑罰をやや重くする事情	112	9.78		
	6　刑罰を重くする事情	78	6.81		
	7　刑罰を非常に重くする事情	27	2.36		
	合計	1,145	100.00	4.06	9.92
	無回答	15			
Q12_2　加害者Aは酒に酔っていた	1　刑罰を非常に軽くする事情	3	0.26		
	2　刑罰を軽くする事情	14	1.22		
	3　刑罰をやや軽くする事情	60	5.24		
	4　刑罰は重くも軽くもしない	452	39.44		
	5　刑罰をやや重くする事情	317	27.66		
	6　刑罰を重くする事情	210	18.32		
	7　刑罰を非常に重くする事情	90	7.85		
	合計	1,146	100.00	4.79	1.10
	無回答	14			
Q12_3　被害者Bはそのけががもとで２ヶ月後に死んでしまった	1　刑罰を非常に軽くする事情	1	0.09		
	2　刑罰を軽くする事情	1	0.09		
	3　刑罰をやや軽くする事情	3	0.26		
	4　刑罰は重くも軽くもしない	61	5.32		
	5　刑罰をやや重くする事情	191	16.67		
	6　刑罰を重くする事情	555	48.43		
	7　刑罰を非常に重くする事情	334	29.14		
	合計	1,146	100.00	6.00	0.86
	無回答	14			

表－11　責任主義（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q12_4　加害者Aは被害者Bをなぐり殺すつもりだった	1　刑罰を非常に軽くする事情	2	0.17		
	2　刑罰を軽くする事情	2	0.00		
	3　刑罰をやや軽くする事情	2	0.17		
	4　刑罰は重くも軽くもしない	39	3.40		
	5　刑罰をやや重くする事情	91	7.93		
	6　刑罰を重くする事情	345	30.05		
	7　刑罰を非常に重くする事情	669	58.28		
	合計	1,148	100.00	6.42	0.83
	無回答	12			

9．刑事司法に対する態度（3）

Q13では、手続保障の大きな柱の一つである、違法収集証拠の取扱いの問題について独立して尋ねている。結果は表－12の通りである。

表－12　刑事司法に対する態度（3）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q13　警察官に強制されて犯人が自白しました。その自白に基づいて新たな証拠が発見されました。その新証拠が犯罪の立証に必要なものである場合、裁判で用いてもよいと思いますか、用いるべきではないと思いますか。（○は1つ）	1　用いるべきではない	39	3.40		
	2　どちらかといえば用いるべきではない	60	5.23		
	3　どちらともいえない	225	19.60		
	4　どちらかといえば用いてよい	419	36.50		
	5　用いてよい	405	35.28		
	合計	1,148	100.00	3.95	1.03
	無回答	12			

10．裁判員制度についての知識と関心

Q14、Q14no2、Q14no3の3問は、裁判員制度についての知識と関心を尋ねている。結果は表－13の通りである。

表－13　裁判員制度についての知識と関心

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q14　まもなく裁判員による裁判が導入されます。この調査票を見る前からあなたは「裁判員」という言葉を知っていましたか。(○は1つ)	1　知っていた	1,021	88.55
	2　知らなかった	132	11.45
	合計	1,153	100.00
	無回答	7	

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q14no2　裁判員による裁判の内容をご存知ですか。(○は1つ)	1　知らない	206	20.26		
	2　あまり知らない	448	44.05		
	3　ある程度知っている	325	31.96		
	4　知っている	36	3.54		
	5　よく知っている	2	0.20		
	合計	1,017	100.00	2.19	0.80
	非該当	139			
	無回答	4			

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q14no3　裁判員による裁判についてもっと知りたいと思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1　そう思わない	64	6.32		
	2　どちらかといえばそう思わない	94	9.28		
	3　どちらともいえない	331	32.68		
	4　どちらかといえばそう思う	351	34.65		
	5　そう思う	173	17.08		
	合計	1,013	100.00	3.47	1.08
	非該当	139			
	無回答	8			

11. 裁判員による裁判にふさわしい事件

Q15A_1からQ15A_3までの質問群では、3つのタイプの仮想的事件について裁判員による裁判にどの程度ふさわしいかを5点尺度で尋ねている。ここでは、Q15A_1からQ15A_3のそれぞれの設問について、調査票によって事件のタイプを操作する要因計画法によっているので具体的に説明しよう。

Q15A_1の基本的な操作要素は、強盗殺人事件であるか強姦事件であるかの相違である。さらに、強盗殺人か強姦かの他、被告人が成人か少年かが操作されている。2要因2水準の2×2＝4ヴァージョンの要因計画の設計になっている。

Q15A_2の基本的な操作要素は、多額の収賄事件であるか大規模な選

挙違反事件であるかの相違である。さらに、収賄か選挙違反かの他、被告人が政治家か公務員かが操作されている。２要因２水準の２×２＝４ヴァージョンの要因計画の設計になっている。

Q15A_3の基本的な操作要素は、公害事件であるか大規模詐欺事件であるかの相違である。さらに、公害か大規模詐欺かの他、民事事件（損害賠償）か刑事事件かが操作されている。２要因２水準の２×２＝４ヴァージョンの要因計画の設計になっている。

確認のために要因計画を表の形に示す（表－14）。

事件群ごとに分けて、基本統計量と度数分布を示せば、表－15の通りである。

表－14　Q15A（裁判員制度にふさわしい事件）の要因計画

AB ヴァージョン	Q15_1 少年強盗殺人	Q15_2 政治家収賄	Q15_3 公害刑事裁判
CD ヴァージョン	Q15_1 少年強姦	Q15_2 政治家選挙違反	Q15_3 大規模詐欺刑事裁判
EF ヴァージョン	Q15_1 成人強盗殺人	Q15_2 公務員収賄	Q15_3 公害民事裁判（損害賠償）
GH ヴァージョン	Q15_1 成人強姦	Q15_2 公務員選挙違反	Q15_3 大規模詐欺民事裁判（損害賠償）

表－15　裁判員による裁判にふさわしい事件

以下の事件(1)から事件(3)までのそれぞれの事件について、裁判員による裁判にふさわしいと思いますか、ふさわしくないと思いますか。事件(1)から事件(3)のそれぞれについてお答え下さい。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q15A_1　17歳の男性が、金をうばう目的で人を殺した事件（AB ヴァージョン）	1　ふさわしくない	37	11.97		
	2　どちらかといえばふさわしくない	48	15.53		
	3　どちらともいえない	80	25.89		
	4　どちらかといえばふさわしい	68	22.01		
	5　ふさわしい	76	24.60		
	合計	309	100.00	3.32	1.32
	無回答	3			
Q15A_1　17歳の男性が、女性を強姦した事件（CD ヴァージョン）	1　ふさわしくない	44	16.42		
	2　どちらかといえばふさわしくない	34	12.69		
	3　どちらともいえない	81	30.22		
	4　どちらかといえばふさわしい	60	22.39		
	5　ふさわしい	49	18.28		
	合計	268	100.00	3.13	1.31
	無回答	1			

表―15　裁判員による裁判にふさわしい事件（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q15A_1　25歳の男性が、金をうばう目的で人を殺した事件（EFヴァージョン）	1　ふさわしくない	50	17.67		
	2　どちらかといえばふさわしくない	40	14.13		
	3　どちらともいえない	73	25.80		
	4　どちらかといえばふさわしい	60	21.20		
	5　ふさわしい	60	21.20		
	合計	283	100.00	3.14	1.38
	無回答	8			
Q15A_1　25歳の男性が、女性を強姦した事件(GHヴァージョン)	1　ふさわしくない	36	12.72		
	2　どちらかといえばふさわしくない	39	13.78		
	3　どちらともいえない	81	28.62		
	4　どちらかといえばふさわしい	67	23.67		
	5　ふさわしい	60	21.20		
	合計	283	100.00	3.27	1.29
	無回答	5			
Q15A_2　政治家が業者から多額の賄賂をもらった事件(ABヴァージョン)	1　ふさわしくない	37	11.97		
	2　どちらかといえばふさわしくない	30	9.71		
	3　どちらともいえない	60	19.42		
	4　どちらかといえばふさわしい	75	24.27		
	5　ふさわしい	107	34.63		
	合計	309	100.00	3.60	1.36
	無回答	3			
Q15A_2　政治家の大規模な選挙違反事件（CDヴァージョン）	1　ふさわしくない	37	13.81		
	2　どちらかといえばふさわしくない	36	13.43		
	3　どちらともいえない	75	27.99		
	4　どちらかといえばふさわしい	52	19.40		
	5　ふさわしい	68	25.37		
	合計	268	100.00	3.29	1.35
	無回答	1			
Q15A_2　公務員が業者から多額の賄賂をもらった事件(EFヴァージョン)	1　ふさわしくない	35	12.37		
	2　どちらかといえばふさわしくない	27	9.54		
	3　どちらともいえない	77	27.21		
	4　どちらかといえばふさわしい	86	30.39		
	5　ふさわしい	58	20.49		
	合計	283	100.00	3.37	1.26
	無回答	8			

表－15　裁判員による裁判にふさわしい事件（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q15A_2　公務員の大規模な選挙違反事件（GH ヴァージョン）	1　ふさわしくない	28	9.86		
	2　どちらかといえばふさわしくない	42	14.79		
	3　どちらともいえない	78	27.46		
	4　どちらかといえばふさわしい	56	19.72		
	5　ふさわしい	80	28.17		
	合計	284	100.00	3.42	1.30
	無回答	4			
Q15A_3　大きな被害を起こした公害企業の責任者の刑事裁判(AB ヴァージョン)	1　ふさわしくない	37	11.97		
	2　どちらかといえばふさわしくない	43	13.92		
	3　どちらともいえない	70	22.65		
	4　どちらかといえばふさわしい	72	23.30		
	5　ふさわしい	87	28.16		
	合計	309	100.00	3.42	1.35
	無回答	3			
Q15A_3　多額のお金をだまし取った詐欺事件の刑事裁判（CD ヴァージョン）	1　ふさわしくない	27	10.07		
	2　どちらかといえばふさわしくない	22	8.21		
	3　どちらともいえない	83	30.97		
	4　どちらかといえばふさわしい	71	26.49		
	5　ふさわしい	65	24.25		
	合計	268	100.00	3.47	1.23
	無回答	1			
Q15A_3大きな被害を受けた公害被害者が賠償を求める民事裁判（EF ヴァージョン）	1　ふさわしくない	44	15.55		
	2　どちらかといえばふさわしくない	32	11.31		
	3　どちらともいえない	85	30.04		
	4　どちらかといえばふさわしい	68	24.03		
	5　ふさわしい	54	19.08		
	合計	283	100.00	3.20	1.31
	無回答	8			
Q15A_3　多額のお金をだまし取られた被害者が賠償を求める民事裁判（GH ヴァージョン）	1　ふさわしくない	36	12.72		
	2　どちらかといえばふさわしくない	40	14.13		
	3　どちらともいえない	86	30.39		
	4　どちらかといえばふさわしい	70	24.73		
	5　ふさわしい	51	18.02		
	合計	283	100.00	3.21	1.26
	無回答	5			

Q15B ではそれぞれの事件について、法律によれば裁判員による裁判に付せられる事件かどうかの知識を尋ねている。ここでも、結果は、事件群ごとに分けて、基本統計量と度数分布を示している（表－16）。

表―16　裁判員制度の対象となっている事件

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q15B　問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(ABヴァージョン)	1　事件(1)	195	62.50
	2　事件(2)	117	37.50
	3　事件(3)	116	37.18
	回答者数	312	
	無回答	27	
Q15B　問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(CDヴァージョン)	1　事件(1)	149	55.39
	2　事件(2)	96	35.69
	3　事件(3)	144	53.53
	回答者数	269	
	無回答	9	
Q15B　問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(EFヴァージョン)	1　事件(1)	184	63.23
	2　事件(2)	115	39.52
	3　事件(3)	102	35.05
	回答者数	291	
	無回答	9	
Q15B　問15Aの事件(1)から事件(3)のうち、法律で裁判員による裁判の対象とされているものはどれだと思いますか。対象とされているものすべてに○をつけて下さい。(○はいくつでも)(GHヴァージョン)	1　事件(1)	176	61.11
	2　事件(2)	126	43.75
	3　事件(3)	95	32.99
	回答者数	288	
	無回答	20	

※複数回答なので、パーセントの合計は100にならない。また「無回答」は、意図して1、2、3のいずれにも○をつけなかった回答者を含んでいることに注意しなければならない。

12. 裁判にかかる時間と辞退事由

Q16からQ18no2までの設問群は、裁判にかかる日数の問題と辞退事由について尋ねている。結果は表－17を参照されたい（なお、Q18no2は複数選択可能な設問である）。

表－17　裁判にかかる日数と辞退理由

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q16　裁判員は、何日間ぐらい裁判所に行かなければならないものだと思いますか。なお、裁判員による裁判が行われるのは平日のみです。(○は1つ)	1　1日程度	48	4.19
	2　2日程度	54	4.71
	3　3日程度	179	15.62
	4　4日程度	42	3.66
	5　5日程度	178	15.53
	6　10日程度	142	12.39
	7　1ヶ月程度	83	7.24
	8　1ヶ月より長い	28	2.44
	9　わからない	392	34.21
	合計	1,146	100.00
	無回答	14	

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q17　もしあなたが裁判員になったら、何日間ぐらいなら裁判所に行くことができますか。なお、裁判員による裁判が行われるのは平日のみです。(○は1つ)	0　0日（まったく行くことができない）	165	14.36
	1　1日程度	160	13.93
	2　2日程度	126	10.97
	3　3日程度	168	14.62
	4　4日程度	26	2.26
	5　5日程度	115	10.01
	6　10日程度	75	6.53
	7　1ヶ月程度	25	2.18
	8　1ヶ月より長い	9	0.78
	9　わからない	280	24.37
	合計	1,149	100.00
	無回答	11	

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q18　裁判員は辞退できると思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1　辞退できない	114	9.90
	2　理由があれば辞退できる	755	65.60
	3　自由に辞退できる	128	11.12
	4　わからない	154	13.38
	合計	1,151	100.00
	無回答	9	

表－17　裁判にかかる時間と辞退理由（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q18no2　2と答えた方にお聞きします。どのような理由であれば辞退できると思いますか。(○はいくつでも)	1　仕事で忙しい場合	193	25.56
	2　法律にくわしくない場合	113	14.97
	3　高齢者	324	42.91
	4　家族の介護	499	66.09
	5　学生	109	14.44
	6　主婦・主夫	24	3.18
	7　病気やケガ	659	87.28
	8　その他	85	11.26
	9　わからない	9	1.19
	有効回答者数	755	
	非該当	405	

※ Q18no2については、複数回答なのでパーセントの合計が100にならない。

13. 裁判員制度の評価（１）

Q19_1からQ19_13までの13問の設問群では、裁判員による裁判に対する意見、評価、予測（認知）をさまざまな側面から尋ねている。結果は表－18の通りである。

表－18　裁判員制度の評価（１）

裁判員による裁判に対しては、様々な期待と不安が表明されています。あなたは裁判員による裁判（有権者からくじで選ばれた裁判員が裁判官と一緒に行う裁判）について、どのように思いますか。以下の⑴から⒀のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は１つずつ)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q19_1　裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より望ましい	1　そう思わない	128	11.10		
	2　どちらかといえばそう思わない	116	10.06		
	3　どちらともいえない	529	45.88		
	4　どちらかといえばそう思う	260	22.55		
	5　そう思う	120	10.41		
	合計	1,153	100.00	3.11	1.08
	無回答	7			
Q19_2　裁判員による裁判が導入されると裁判がわかりやすいものになる	1　そう思わない	88	7.63		
	2　どちらかといえばそう思わない	104	9.02		
	3　どちらともいえない	395	34.26		
	4　どちらかといえばそう思う	432	37.47		
	5　そう思う	134	11.62		
	合計	1,153	100.00	3.36	1.05
	無回答	7			

表一18　裁判員制度の評価（１）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q19_3　裁判員による裁判はマスコミや世論に影響される	1　そう思わない	39	3.39		
	2　どちらかといえばそう思わない	54	4.69		
	3　どちらともいえない	267	23.20		
	4　どちらかといえばそう思う	524	45.53		
	5　そう思う	267	23.20		
	合計	1,151	100.00	3.80	0.96
	無回答	9			
Q19_4　裁判員による裁判の導入によって、裁判が信頼できないものになる	1　そう思わない	113	9.81		
	2　どちらかといえばそう思わない	224	19.44		
	3　どちらともいえない	603	52.34		
	4　どちらかといえばそう思う	156	13.54		
	5　そう思う	56	4.86		
	合計	1,152	100.00	2.84	0.95
	無回答	8			
Q19_5　裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より民主主義の原理にかなっている	1　そう思わない	68	5.90		
	2　どちらかといえばそう思わない	86	7.47		
	3　どちらともいえない	547	47.48		
	4　どちらかといえばそう思う	350	30.38		
	5　そう思う	101	8.77		
	合計	1,152	100.00	3.29	0.94
	無回答	8			
Q19_6　多くの国民は裁判員の経験をしてみたいと思っている	1　そう思わない	362	31.40		
	2　どちらかといえばそう思わない	355	30.79		
	3　どちらともいえない	367	31.83		
	4　どちらかといえばそう思う	50	4.34		
	5　そう思う	19	1.65		
	合計	1,153	100.00	2.14	0.97
	無回答	7			
Q19_7　理由なく裁判員になることを拒む人には刑罰を科すべきだ	1　そう思わない	738	64.01		
	2　どちらかといえばそう思わない	202	17.52		
	3　どちらともいえない	185	16.05		
	4　どちらかといえばそう思う	20	1.73		
	5　そう思う	8	0.69		
	合計	1,153	100.00	1.58	0.87
	無回答	7			

表－18　裁判員制度の評価（１）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q19_8　裁判員による裁判が導入されると裁判が身近なものになる	1　そう思わない	82	7.11		
	2　どちらかといえばそう思わない	78	6.76		
	3　どちらともいえない	293	25.41		
	4　どちらかといえばそう思う	497	43.10		
	5　そう思う	203	17.61		
	合計	1,153	100.00	3.57	1.08
	無回答	7			
Q19_9　裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より、同じような事件でも刑罰の重さがばらつく	1　そう思わない	29	2.51		
	2　どちらかといえばそう思わない	48	4.16		
	3　どちらともいえない	331	28.68		
	4　どちらかといえばそう思う	530	45.93		
	5　そう思う	216	18.72		
	合計	1,154	100.00	3.74	0.90
	無回答	6			
Q19_10　裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より人を公正に裁く	1　そう思わない	116	10.07		
	2　どちらかといえばそう思わない	148	12.85		
	3　どちらともいえない	662	57.47		
	4　どちらかといえばそう思う	175	15.19		
	5　そう思う	51	4.43		
	合計	1,152	100.00	2.91	0.92
	無回答	8			
Q19_11　裁判員による裁判では真実を発見することができない	1　そう思わない	114	9.89		
	2　どちらかといえばそう思わない	216	18.73		
	3　どちらともいえない	622	53.95		
	4　どちらかといえばそう思う	146	12.66		
	5　そう思う	55	4.77		
	合計	1,153	100.00	2.84	0.94
	無回答	7			
Q19_12　裁判員による裁判は職業裁判官のみによる裁判より社会の常識を反映する	1　そう思わない	48	4.16		
	2　どちらかといえばそう思わない	61	5.28		
	3　どちらともいえない	485	41.99		
	4　どちらかといえばそう思う	427	36.97		
	5　そう思う	134	11.60		
	合計	1,155	100.00	3.47	0.92
	無回答	5			

表－18　裁判員制度の評価（１）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q19_13　裁判員による裁判は弁護士の能力によって結果が左右される	1　そう思わない	61	5.28		
	2　どちらかといえばそう思わない	73	6.32		
	3　どちらともいえない	467	40.43		
	4　どちらかといえばそう思う	401	34.72		
	5　そう思う	153	13.25		
	合計	1,155	100.00	3.44	0.98
	無回答	5			

14. 裁判員制度の評価（２）

Q20_1からQ20_9までの９問の設問は、裁判員による裁判に対する評価のうち、特に一般人が裁判員になったとき、どういうパターンの行動をするかについての予測と評価を行っている（自己評価―personal―ではなく他者についての評価―impersonal―である）。これらの設問は、裁判員制度の支持、不支持と強く結びつくと予想される設問であり、13. と区別して尋ねる意味がある（表－19参照）。

表－19　裁判員制度の評価（２）

あなたは有権者からくじで選ばれた裁判員はどのように判断しがちだと思いますか。以下の(1)から(9)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q20_1　裁判員は、被告人の権利を尊重する	1　そう思わない	92	7.99		
	2　どちらかといえばそう思わない	237	20.59		
	3　どちらともいえない	580	50.39		
	4　どちらかといえばそう思う	171	14.86		
	5　そう思う	71	6.17		
	合計	1,151	100.00	2.91	0.96
	無回答	9			
Q20_2　裁判員は裁判官よりも重い刑を科そうとする	1　そう思わない	90	7.81		
	2　どちらかといえばそう思わない	145	12.59		
	3　どちらともいえない	599	52.00		
	4　どちらかといえばそう思う	259	22.48		
	5　そう思う	59	5.12		
	合計	1,152	100.00	3.05	0.93
	無回答	8			

表―19　裁判員制度の評価（２）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q20_3　裁判員は無実の人を有罪にしがちだ	1　そう思わない	186	16.19		
	2　どちらかといえばそう思わない	197	17.15		
	3　どちらともいえない	612	53.26		
	4　どちらかといえばそう思う	121	10.53		
	5　そう思う	33	2.87		
	合計	1,149	100.00	2.67	0.96
	無回答	11			
Q20_4　裁判員は感情で判断をしがちだ	1　そう思わない	82	7.11		
	2　どちらかといえばそう思わない	93	8.07		
	3　どちらともいえない	291	25.24		
	4　どちらかといえばそう思う	536	46.49		
	5　そう思う	151	13.10		
	合計	1,153	100.00	3.50	1.05
	無回答	7			
Q20_5　裁判員は、被害者の権利を尊重する	1　そう思わない	39	3.38		
	2　どちらかといえばそう思わない	56	4.86		
	3　どちらともいえない	398	34.52		
	4　どちらかといえばそう思う	471	40.85		
	5　そう思う	189	16.39		
	合計	1,153	100.00	3.62	0.93
	無回答	7			
Q20_6　裁判員は死刑判決を出すのをためらう	1　そう思わない	75	6.53		
	2　どちらかといえばそう思わない	81	7.06		
	3　どちらともいえない	354	30.84		
	4　どちらかといえばそう思う	355	30.92		
	5　そう思う	283	24.65		
	合計	1,148	100.00	3.60	1.13
	無回答	12			
Q20_7　裁判員は真犯人を無罪にしがちだ	1　そう思わない	174	15.14		
	2　どちらかといえばそう思わない	212	18.45		
	3　どちらともいえない	642	55.87		
	4　どちらかといえばそう思う	96	8.36		
	5　そう思う	25	2.18		
	合計	1,149	100.00	2.64	0.91
	無回答	11			

表－19　裁判員制度の評価（２）（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q20_8　裁判員は裁判官の言いなりになる	1　そう思わない	139	12.06		
	2　どちらかといえばそう思わない	196	17.00		
	3　どちらともいえない	460	39.90		
	4　どちらかといえばそう思う	296	25.67		
	5　そう思う	62	5.38		
	合計	1,153	100.00	2.95	1.06
	無回答	7			
Q20_9　裁判員は、多く発言する人の意見に引きずられる	1　そう思わない	71	6.16		
	2　どちらかといえばそう思わない	93	8.07		
	3　どちらともいえない	348	30.18		
	4　どちらかといえばそう思う	475	41.20		
	5　そう思う	166	14.40		
	合計	1,153	100.00	3.50	1.03
	無回答	7			

15. 裁判員になることの意欲

Q21、Q22A、およびQ22Bの設問群は、被調査者が裁判員候補者に選ばれた場合の、裁判員になろうという意欲の有無・程度と、関連事項（裁判員となることの差し障り、報酬など）を尋ねている。結果については表－20を参照されたい。

表－20　裁判員になることの意欲

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q21　あなたは、裁判員になる呼び出しをうけたとき、差しさわりがなかったら裁判員になると思いますか、思いませんか。(○は1つ)	1　なりたくない	413	35.76		
	2　どちらかといえばなりたくない	300	25.97		
	3　どちらともいえない	214	18.53		
	4　どちらかといえばなろうと思う	152	13.16		
	5　なろうと思う	76	6.58		
	合計	1,155	100.00	2.29	1.26
	無回答	5			

表－20　被調査者の裁判員になることの意欲（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q22A　あなたが裁判員として今から１ヶ月後の平日（月～金）の数日間、裁判に参加しなければならない場合、差しさわりとなることがありますか、ありませんか。差しさわりがある場合、それは何ですか。(○はいくつでも)	1　特に差しさわりはない	97	8.42
	2　裁判所に行くまでの移動が大変である	219	19.01
	3　裁判所に数日間行くための日程調整が大変である	734	63.72
	4　金銭上の負担が生じる	311	27.00
	5　心理的に不安である	691	59.98
	6　自分の健康や体調が心配である	171	14.84
	7　家族の健康や体調が心配である	207	17.97
	8　その他	56	4.86
	有効回答者数	1,152	
	非該当	8	

質問文	選択肢	度数(人)	%
Q22B　もしあなたが裁判員になるとしたら、旅費・宿泊費以外に、日当としていくら支払われるべきだと考えますか。(○は１つ)	0　必要ない	95	8.54
	1　2,000円	28	2.52
	2　5,000円	178	15.99
	3　8,000円	113	10.15
	4　10,000円	353	31.72
	5　15,000円	107	9.61
	6　20,000円	131	11.77
	7　30,000円以上	108	9.70
	合計	1,113	100.00
	無回答	47	

※ Q22A については、複数回答なのでパーセントの合計が100にならない。

16. 裁判員に選ばれた場合の自己認識

Q23_1から Q23_8までの８問の設問群は、被調査者が裁判員に選ばれた場合の自己認識について尋ねている。結果については表－21を参照されたい。

表一21　裁判員に選ばれた場合の自己認識

もしもあなたが裁判員になったとしたら、そのことをどう感じると思いますか。以下の(1)から(8)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23_1　裁判員に選ばれたら、私はそれを誇らしく思う	1　全くそう思わない	314	27.28		
	2　そう思わない	334	29.02		
	3　どちらかといえばそう思わない	255	22.15		
	4　どちらかといえばそう思う	158	13.73		
	5　そう思う	76	6.60		
	6　強くそう思う	14	1.22		
	合計	1,151	100.00	2.47	1.27
	無回答	9			
Q23_2　私には死刑判決は出せない	1　全くそう思わない	107	9.30		
	2　そう思わない	191	16.61		
	3　どちらかといえばそう思わない	180	15.65		
	4　どちらかといえばそう思う	241	20.96		
	5　そう思う	235	20.43		
	6　強くそう思う	196	17.04		
	合計	1,150	100.00	3.78	1.58
	無回答	10			
Q23_3　裁判員に選ばれたら、私の人生の貴重な経験になる	1　全くそう思わない	106	9.22		
	2　そう思わない	121	10.52		
	3　どちらかといえばそう思わない	138	12.00		
	4　どちらかといえばそう思う	380	33.04		
	5　そう思う	284	24.70		
	6　強くそう思う	121	10.52		
	合計	1,150	100.00	3.85	1.42
	無回答	10			
Q23_4　私の関わった裁判の話を他人にしてはいけないのは負担だ	1　全くそう思わない	142	12.39		
	2　そう思わない	245	21.38		
	3　どちらかといえばそう思わない	163	14.22		
	4　どちらかといえばそう思う	281	24.52		
	5　そう思う	202	17.63		
	6　強くそう思う	113	9.86		
	合計	1,146	100.00	3.43	1.54
	無回答	14			
Q23_5　私が裁判員に選ばれたら、有罪となった人から恨まれそうだ	1　全くそう思わない	41	3.57		
	2　そう思わない	149	12.97		
	3　どちらかといえばそう思わない	184	16.01		
	4　どちらかといえばそう思う	405	35.25		
	5　そう思う	241	20.97		
	6　強くそう思う	129	11.23		
	合計	1,149	100.00	3.91	1.29
	無回答	11			

表－21　裁判員に選ばれた場合の自己認識（続）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q23_6　私は裁判員に選ばれたら、国民の重要な義務なので仕方がない	1　全くそう思わない	90	7.87		
	2　そう思わない	140	12.25		
	3　どちらかといえばそう思わない	220	19.25		
	4　どちらかといえばそう思う	446	39.02		
	5　そう思う	213	18.64		
	6　強くそう思う	34	2.97		
	合計	1,143	100.00	3.57	1.23
	無回答	17			
Q23_7　私は裁判員に選ばれたとしても、人を裁く自信がない	1　全くそう思わない	29	2.52		
	2　そう思わない	118	10.24		
	3　どちらかといえばそう思わない	195	16.93		
	4　どちらかといえばそう思う	348	30.21		
	5　そう思う	274	23.78		
	6　強くそう思う	188	16.32		
	合計	1,152	100.00	4.11	1.30
	無回答	8			
Q23_8　社会の注目を浴びた事件だと、私はプレッシャーに耐えられない	1　全くそう思わない	45	3.91		
	2　そう思わない	147	12.76		
	3　どちらかといえばそう思わない	219	19.01		
	4　どちらかといえばそう思う	328	28.47		
	5　そう思う	217	18.84		
	6　強くそう思う	196	17.01		
	合計	1,152	100.00	3.97	1.39
	無回答	8			

17. 被調査者自身の、裁判員による裁判の選好

Q24は、被調査者自身が身に覚えのない犯罪で刑事被告人にされたという仮想的な場合に、職業裁判官による裁判を選好するか、裁判員による裁判を選好するかを尋ねている。この点は、国民が裁判員制度を支持するかどうかにとって決定的に重要な点であろう（表－22参照）。

表－22　被調査者自身の裁判員による裁判の選好

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q24　あなたが身に覚えのない犯罪を犯したとして、裁判にかけられたとします。もし選べるとしたらあなたは裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらを選びますか。（○は１つ）	1　裁判員による裁判	39	3.39		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	111	9.66		
	3　どちらともいえない	599	52.13		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	257	22.37		
	5　職業裁判官のみの裁判	143	12.45		
	合計	1,149	100.00	3.31	0.93
	無回答	11			

18. 政治参加と他の社会活動への参加

Q25_1から Q25_3、Q26の設問群では裁判員制度への参加の積極性と関係すると予測される変数として、政治参加と他の社会活動への参加を取り上げた。これらはシヴィック・パワーに関わる質問である（表－23参照）。

表－23　政治参加と他の社会活動への参加

あなたは日頃、次のような活動を行っていますか。以下の(1)から(3)のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q25_1　自治会や町内会などの活動	1　参加していない	424	36.74		
	2　参加することもある	240	20.80		
	3　時々参加している	219	18.98		
	4　参加している	232	20.10		
	5　熱心に参加している	39	3.38		
	合計	1,154	100.00	2.33	1.23
	無回答	6			
Q25_2　ボランティア活動	1　参加していない	755	65.77		
	2　参加することもある	205	17.86		
	3　時々参加している	97	8.45		
	4　参加している	67	5.84		
	5　熱心に参加している	24	2.09		
	合計	1,148	100.00	1.61	1.01
	無回答	12			

表－23　政治参加と他の社会活動への参加

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q25_3　NGOやNPOの活動	1　参加していない	1,053	92.29		
	2　参加することもある	49	4.29		
	3　時々参加している	22	1.93		
	4　参加している	12	1.05		
	5　熱心に参加している	5	0.44		
	合計	1,141	100.00	1.13	0.52
	無回答	19			

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Q26　あなたは選挙（国や都道府県、市町村など）の投票に行っていますか。(○は1つ)	1　めったに行かない	84	7.27		
	2　時々行く	52	4.50		
	3　行ったり行かなかったり	129	11.17		
	4　どちらかといえば行く	204	17.66		
	5　ほぼ必ず行く	686	59.39		
	合計	1,155	100.00	4.17	1.23
	無回答	5			

19. シナリオ実験（1）

問27では、裁判員による裁判のプロセスを小話（本問のシナリオは現住建造物放火事件である）で示した。小話の中で冒頭陳述後の職業裁判官の積極度、評議での職業裁判官の積極度、評決が無罪か有罪かで操作がなされている。そして、各段階で、裁判員による裁判をさまざまな観点から被調査者に評価してもらった(Q28_1からQ28_7)。条件の操作は、3要因2水準の2×2×2＝8ヴァージョンの要因計画の設計になっている。なお、小話は付録に掲載してある（付録1参照)。付録で設問が挿入されている位置も確認することができる。

問27で操作した要因計画を表で示すと、表－24のようになる。それぞれの実験条件についての統計量、度数分布は表－25の通りである。

表－24　問27（放火事件）の要因計画

ヴァージョン	冒頭陳述後の職業裁判官の積極度	評議での職業裁判官の積極度	評決の結果
A	職業裁判官積極的	職業裁判官主導	無罪
B	職業裁判官積極的	職業裁判官主導	有罪
C	職業裁判官積極的	職業裁判官主導ではない	無罪
D	職業裁判官積極的	職業裁判官主導ではない	有罪
E	職業裁判官積極的ではない	職業裁判官主導	無罪
F	職業裁判官積極的ではない	職業裁判官主導	有罪
G	職業裁判官積極的ではない	職業裁判官主導ではない	無罪
H	職業裁判官積極的ではない	職業裁判官主導ではない	有罪

表―25　シナリオ実験（1）

		度数(人)	%
実験計画	A　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	154	13.28
	B　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	158	13.62
	C　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	134	11.55
	D　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	135	11.64
	E　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	145	12.50
	F　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年）	146	12.59
	G　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	147	12.67
	H　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	141	12.16
	合計	1,160	100.00

以下の文章は、裁判員による裁判が行われた、ある放火事件についてです。文章を読んで質問にお答えください。

Q27_1　あなたはこれまでのところで、有権者からくじで選ばれた裁判員にとってこの裁判が分かりやすく進んでいると思いますか、思いませんか。(○は1つ)

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　分かりにくい	24	15.69		
	2　どちらかといえば分かりにくい	51	33.33		
	3　どちらともいえない	47	30.72		
	4　どちらかといえば分かりやすい	24	15.69		
	5　分かりやすい	7	4.58		
	合計	153	100.00	2.60	1.07
	無回答	1			
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	1　分かりにくい	25	16.03		
	2　どちらかといえば分かりにくい	45	28.85		
	3　どちらともいえない	49	31.41		
	4　どちらかといえば分かりやすい	36	23.08		
	5　分かりやすい	1	0.64		
	合計	156	100.00	2.63	1.03
	無回答	2			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　分かりにくい	17	12.78		
	2　どちらかといえば分かりにくい	43	32.33		
	3　どちらともいえない	44	33.08		
	4　どちらかといえば分かりやすい	23	17.29		
	5　分かりやすい	6	4.51		
	合計	133	100.00	2.68	1.05
	無回答	1			
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　分かりにくい	24	17.91		
	2　どちらかといえば分かりにくい	48	35.82		
	3　どちらともいえない	37	27.61		
	4　どちらかといえば分かりやすい	20	14.93		
	5　分かりやすい	5	3.73		
	合計	134	100.00	2.51	1.07
	無回答	1			
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　分かりにくい	29	20.14		
	2　どちらかといえば分かりにくい	51	35.42		
	3　どちらともいえない	43	29.86		
	4　どちらかといえば分かりやすい	18	12.50		
	5　分かりやすい	3	2.08		
	合計	144	100.00	2.41	1.01
	無回答	1			
Fヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年）	1　分かりにくい	32	22.54		
	2　どちらかといえば分かりにくい	57	40.14		
	3　どちらともいえない	35	24.65		
	4　どちらかといえば分かりやすい	16	11.27		
	5　分かりやすい	2	1.41		
	合計	142	100.00	2.29	0.99
	無回答	4			
Gヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　分かりにくい	34	23.61		
	2　どちらかといえば分かりにくい	59	40.97		
	3　どちらともいえない	32	22.22		
	4　どちらかといえば分かりやすい	16	11.11		
	5　分かりやすい	3	2.08		
	合計	144	100.00	2.27	1.01
	無回答	3			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

Hヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　分かりにくい	27	19.29		
	2　どちらかといえば分かりにくい	55	39.29		
	3　どちらともいえない	35	25.00		
	4　どちらかといえば分かりやすい	18	12.86		
	5　分かりやすい	5	3.57		
	合計	140	100.00	2.42	1.05
	無回答	1			

Q27_2　あなたは、裁判員が自分の意見を自由に発言することができたと思いますか、思いませんか。（○は1つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　自由に発言できなかったと思う	22	14.38		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	65	42.48		
	3　どちらともいえない	49	32.03		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	16	10.46		
	5　自由に発言できたと思う	1	0.65		
	合計	153	100.00	2.41	0.88
	無回答	1			
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	1　自由に発言できなかったと思う	19	12.10		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	61	38.85		
	3　どちらともいえない	60	38.22		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	17	10.83		
	5　自由に発言できたと思う	0	0.00		
	合計	157	100.00	2.48	0.84
	無回答	1			
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　自由に発言できなかったと思う	10	7.46		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	35	26.12		
	3　どちらともいえない	53	39.55		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	27	20.15		
	5　自由に発言できたと思う	9	6.72		
	合計	134	100.00	2.93	1.02
	無回答	0			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　自由に発言できなかったと思う	7	5.22		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	37	27.61		
	3　どちらともいえない	48	35.82		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	38	28.36		
	5　自由に発言できたと思う	4	2.99		
	合計	134	100.00	2.96	0.95
	無回答	1			
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　自由に発言できなかったと思う	17	12.06		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	53	37.59		
	3　どちらともいえない	55	39.01		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	14	9.93		
	5　自由に発言できたと思う	2	1.42		
	合計	141	100.00	2.51	0.88
	無回答	4			
Fヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年）	1　自由に発言できなかったと思う	16	11.19		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	51	35.66		
	3　どちらともいえない	51	35.66		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	20	13.99		
	5　自由に発言できたと思う	5	3.50		
	合計	143	100.00	2.63	0.98
	無回答	3			
Gヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　自由に発言できなかったと思う	12	8.33		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	37	25.69		
	3　どちらともいえない	60	41.67		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	29	20.14		
	5　自由に発言できたと思う	6	4.17		
	合計	144	100.00	2.86	0.97
	無回答	3			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Hヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　自由に発言できなかったと思う	9	6.47		
	2　どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	44	31.65		
	3　どちらともいえない	51	36.69		
	4　どちらかといえば自由に発言できたと思う	32	23.02		
	5　自由に発言できたと思う	3	2.16		
	合計	139	100.00	2.83	0.93
	無回答	2			

Q27_3あなたは、このような評議（話し合い）の進め方を公正だと思いますか、不公正だと思いますか。（○は1つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　不公正だと思う	12	7.84		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	38	24.84		
	3　どちらともいえない	77	50.33		
	4　どちらかといえば公正だと思う	24	15.69		
	5　公正だと思う	2	1.31		
	合計	153	100.00	2.78	0.85
	無回答	1			
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	1　不公正だと思う	15	9.55		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	37	23.57		
	3　どちらともいえない	81	51.59		
	4　どちらかといえば公正だと思う	22	14.01		
	5　公正だと思う	2	1.27		
	合計	157	100.00	2.74	0.86
	無回答	1			
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　不公正だと思う	1	0.75		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	18	13.43		
	3　どちらともいえない	68	50.75		
	4　どちらかといえば公正だと思う	36	26.87		
	5　公正だと思う	11	8.21		
	合計	134	100.00	3.23	0.83
	無回答	0			
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　不公正だと思う	5	3.73		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	14	10.45		
	3　どちらともいえない	62	46.27		
	4　どちらかといえば公正だと思う	47	35.07		
	5　公正だと思う	6	4.48		
	合計	134	100.00	3.26	0.85
	無回答	1			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　不公正だと思う	14	9.93		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	24	17.02		
	3　どちらともいえない	82	58.16		
	4　どちらかといえば公正だと思う	19	13.48		
	5　公正だと思う	2	1.42		
	合計	141	100.00	2.79	0.85
	無回答	4			
Fヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年）	1　不公正だと思う	11	7.64		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	27	18.75		
	3　どちらともいえない	77	53.47		
	4　どちらかといえば公正だと思う	19	13.19		
	5　公正だと思う	10	6.94		
	合計	144	100.00	2.93	0.95
	無回答	2			
Gヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　不公正だと思う	7	4.83		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	20	13.79		
	3　どちらともいえない	77	53.10		
	4　どちらかといえば公正だと思う	36	24.83		
	5　公正だと思う	5	3.45		
	合計	145	100.00	3.08	0.85
	無回答	2			
Hヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　不公正だと思う	2	1.44		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	21	15.11		
	3　どちらともいえない	81	58.27		
	4　どちらかといえば公正だと思う	30	21.58		
	5　公正だと思う	5	3.60		
	合計	139	100.00	3.11	0.75
	無回答	2			

Q27_4あなたは、この刑事裁判を全体としてみて、裁判官主導だったと思いますか、有権者から選ばれた裁判員主導だったと思いますか。（○は1つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　職業裁判官主導であった	13	8.50		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	67	43.79		
	3　どちらともいえない	52	33.99		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	18	11.76		
	5　裁判員主導であった	3	1.96		
	合計	153	100.00	2.55	0.88
	無回答	1			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	1　職業裁判官主導であった	21	13.38		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	68	43.31		
	3　どちらともいえない	48	30.57		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	19	12.10		
	5　裁判員主導であった	1	0.64		
	合計	157	100.00	2.43	0.89
	無回答	1			
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　職業裁判官主導であった	3	2.24		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	42	31.34		
	3　どちらともいえない	70	52.24		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	14	10.45		
	5　裁判員主導であった	5	3.73		
	合計	134	100.00	2.82	0.79
	無回答	0			
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　職業裁判官主導であった	2	1.50		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	45	33.83		
	3　どちらともいえない	61	45.86		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	24	18.05		
	5　裁判員主導であった	1	0.75		
	合計	133	100.00	2.83	0.76
	無回答	2			
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　職業裁判官主導であった	11	7.86		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	52	37.14		
	3　どちらともいえない	62	44.29		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	14	10.00		
	5　裁判員主導であった	1	0.71		
	合計	140	100.00	2.59	0.81
	無回答	5			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Fヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年）	1　職業裁判官主導であった	13	9.03		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	62	43.06		
	3　どちらともいえない	50	34.72		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	16	11.11		
	5　裁判員主導であった	3	2.08		
	合計	144	100.00	2.54	0.88
	無回答	2			
Gヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　職業裁判官主導であった	8	5.56		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	44	30.56		
	3　どちらともいえない	72	50.00		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	18	12.50		
	5　裁判員主導であった	2	1.39		
	合計	144	100.00	2.74	0.80
	無回答	3			
Hヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　職業裁判官主導であった	4	2.92		
	2　どちらかといえば職業裁判官主導であった	56	40.88		
	3　どちらともいえない	58	42.34		
	4　どちらかといえば裁判員主導であった	17	12.41		
	5　裁判員主導であった	2	1.46		
	合計	137	100.00	2.69	0.78
	無回答	4			

Q27_5あなたは、この刑事裁判の結果には、裁判員の意見がどの程度反映したと思いますか。（○は1つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　反映していない	6	3.92		
	2　どちらかといえば反映していない	37	24.18		
	3　どちらともいえない	81	52.94		
	4　どちらかといえば反映している	28	18.30		
	5　反映している	1	0.65		
	合計	153	100.00	2.88	0.77
	無回答	1			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	1　反映していない	11	7.01		
	2　どちらかといえば反映していない	46	29.30		
	3　どちらともいえない	74	47.13		
	4　どちらかといえば反映している	25	15.92		
	5　反映している	1	0.64		
	合計	157	100.00	2.74	0.83
	無回答	1			
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　反映していない	2	1.49		
	2　どちらかといえば反映していない	26	19.40		
	3　どちらともいえない	69	51.49		
	4　どちらかといえば反映している	32	23.88		
	5　反映している	5	3.73		
	合計	134	100.00	3.09	0.80
	無回答	0			
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年)	1　反映していない	2	1.50		
	2　どちらかといえば反映していない	14	10.53		
	3　どちらともいえない	74	55.64		
	4　どちらかといえば反映している	40	30.08		
	5　反映している	3	2.26		
	合計	133	100.00	3.21	0.72
	無回答	2			
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　反映していない	7	5.00		
	2　どちらかといえば反映していない	31	22.14		
	3　どちらともいえない	79	56.43		
	4　どちらかといえば反映している	21	15.00		
	5　反映している	2	1.43		
	合計	140	100.00	2.76	0.78
	無回答	5			
Fヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年)	1　反映していない	5	3.47		
	2　どちらかといえば反映していない	35	24.31		
	3　どちらともいえない	63	43.75		
	4　どちらかといえば反映している	39	27.08		
	5　反映している	2	1.39		
	合計	144	100.00	2.99	0.84
	無回答	2			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Gヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　反映していない	2	1.38		
	2　どちらかといえば反映していない	26	17.93		
	3　どちらともいえない	88	60.69		
	4　どちらかといえば反映している	26	17.93		
	5　反映している	3	2.07		
	合計	145	100.00	3.01	0.71
	無回答	2			
Hヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　反映していない	2	1.44		
	2　どちらかといえば反映していない	30	21.58		
	3　どちらともいえない	73	52.52		
	4　どちらかといえば反映している	34	24.46		
	5　反映している	0	0.00		
	合計	139	100.00	3.00	0.72
	無回答	2			

Q27_6あなたは、この刑事裁判の手続きを公正だと思いますか、思いませんか。（○は1つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　不公正だと思う	6	3.92		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	15	9.80		
	3　どちらともいえない	97	63.40		
	4　どちらかといえば公正だと思う	33	21.57		
	5　公正だと思う	2	1.31		
	合計	153	100.00	3.07	0.72
	無回答	1			
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役7年)	1　不公正だと思う	11	7.01		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	22	14.01		
	3　どちらともいえない	93	59.24		
	4　どちらかといえば公正だと思う	29	18.47		
	5　公正だと思う	2	1.27		
	合計	157	100.00	2.92	0.81
	無回答	1			
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　不公正だと思う	2	1.49		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	19	14.18		
	3　どちらともいえない	78	58.21		
	4　どちらかといえば公正だと思う	30	22.39		
	5　公正だと思う	5	3.73		
	合計	134	100.00	3.13	0.75
	無回答	0			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　不公正だと思う	1	0.76		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	7	5.34		
	3　どちらともいえない	78	59.54		
	4　どちらかといえば公正だと思う	40	30.53		
	5　公正だと思う	5	3.82		
	合計	131	100.00	3.31	0.67
	無回答	4			
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　不公正だと思う	5	3.55		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	28	19.86		
	3　どちらともいえない	83	58.87		
	4　どちらかといえば公正だと思う	19	13.48		
	5　公正だと思う	6	4.26		
	合計	141	100.00	2.95	0.81
	無回答	4			
Fヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役7年）	1　不公正だと思う	5	3.47		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	18	12.50		
	3　どちらともいえない	84	58.33		
	4　どちらかといえば公正だと思う	32	22.22		
	5　公正だと思う	5	3.47		
	合計	144	100.00	3.10	0.79
	無回答	2			
Gヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　不公正だと思う	4	2.76		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	19	13.10		
	3　どちらともいえない	99	68.28		
	4　どちらかといえば公正だと思う	20	13.79		
	5　公正だと思う	3	2.07		
	合計	145	100.00	2.99	0.68
	無回答	2			
Hヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役7年）	1　不公正だと思う	1	0.72		
	2　どちらかといえば不公正だと思う	11	7.91		
	3　どちらともいえない	91	65.47		
	4　どちらかといえば公正だと思う	34	24.46		
	5　公正だと思う	2	1.44		
	合計	139	100.00	3.18	0.62
	無回答	2			

表―25　シナリオ実験（1）（続）

Q27_7あなたは、この刑事裁判の結果に納得できますか、できませんか。(○は１つ)

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　納得できない	7	4.61		
	2　どちらかといえば納得できない	32	21.05		
	3　どちらともいえない	89	58.55		
	4　どちらかといえば納得できる	21	13.82		
	5　納得できる	3	1.97		
	合計	152	100.00	2.88	0.78
	無回答	2			
Bヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導／評決有罪(懲役７年)	1　納得できない	9	5.73		
	2　どちらかといえば納得できない	23	14.65		
	3　どちらともいえない	91	57.96		
	4　どちらかといえば納得できる	32	20.38		
	5　納得できる	2	1.27		
	合計	157	100.00	2.97	0.80
	無回答	1			
Cヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　納得できない	7	5.26		
	2　どちらかといえば納得できない	30	22.56		
	3　どちらともいえない	74	55.64		
	4　どちらかといえば納得できる	17	12.78		
	5　納得できる	5	3.76		
	合計	133	100.00	2.87	0.84
	無回答	1			
Dヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役７年）	1　納得できない	5	3.76		
	2　どちらかといえば納得できない	14	10.53		
	3　どちらともいえない	74	55.64		
	4　どちらかといえば納得できる	39	29.32		
	5　納得できる	1	0.75		
	合計	133	100.00	3.13	0.75
	無回答	2			
Eヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決無罪	1　納得できない	9	6.38		
	2　どちらかといえば納得できない	33	23.40		
	3　どちらともいえない	71	50.35		
	4　どちらかといえば納得できる	25	17.73		
	5　納得できる	3	2.13		
	合計	141	100.00	2.86	0.86
	無回答	4			

表－27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ｆヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導／評決有罪（懲役７年）	1　納得できない	8	5.56		
	2　どちらかといえば納得できない	16	11.11		
	3　どちらともいえない	81	56.25		
	4　どちらかといえば納得できる	33	22.92		
	5　納得できる	6	4.17		
	合計	144	100.00	3.09	0.85
	無回答	2			
Ｇヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決無罪	1　納得できない	6	4.14		
	2　どちらかといえば納得できない	28	19.31		
	3　どちらともいえない	84	57.93		
	4　どちらかといえば納得できる	23	15.86		
	5　納得できる	4	2.76		
	合計	145	100.00	2.94	0.79
	無回答	2			
Ｈヴァージョン　冒頭陳述職業裁判官積極的ではない／評議職業裁判官主導なし／評決有罪（懲役７年）	1　納得できない	2	1.44		
	2　どちらかといえば納得できない	22	15.83		
	3　どちらともいえない	75	53.96		
	4　どちらかといえば納得できる	38	27.34		
	5　納得できる	2	1.44		
	合計	139	100.00	3.12	0.73
	無回答	2			

20. シナリオ実験（２）

問28では、問27と同じく、裁判員による裁判の過程を小話（本問の小話は殺人事件である）で示し、事実認定、法律構成、量刑の３点について職業裁判官の意見が結論として採用されたか、裁判員の意見が結論として採用されたかを操作した。従って、条件の操作は、３要因２水準の２×２×２＝８ヴァージョンの要因計画の設計になっている。小話で事実認定、法律構成、量刑の評議がなされた後に、被調査者にこの裁判をさまざまな観点から評価してもらった（Q28_1から Q28_9）。なお、小話は付録に掲載されている（付録２参照）。設問が挿入されている位置も付録で確認することができる。

問28で操作した要因計画を表で示すと、表－26のようになる。それぞれの実験条件についての統計量、度数分布は表－27の通りである。

表－26　問28（猟銃殺人事件）の要因計画

ヴァージョン	殺意についての意見	罪　　名	量　　刑
A	殺意あり （職業裁判官の意見結論に）	殺人罪 （職業裁判官の意見結論に）	懲役10年 （職業裁判官の意見結論に）
B	殺意あり （職業裁判官の意見結論に）	殺人罪 （職業裁判官の意見結論に）	懲役10年 （裁判員の意見結論に）
C	殺意あり （職業裁判官の意見結論に）	殺人罪 （裁判員の意見結論に）	懲役10年 （職業裁判官の意見結論に）
D	殺意あり （職業裁判官の意見結論に）	殺人罪 （裁判員の意見結論に）	懲役10年 （裁判員の意見結論に）
E	殺意あり （裁判員の意見結論に）	殺人罪 （職業裁判官の意見結論に）	懲役10年 （職業裁判官の意見結論に）
F	殺意あり （裁判員の意見結論に）	殺人罪 （職業裁判官の意見結論に）	懲役10年 （裁判員の意見結論に）
G	殺意あり （裁判員の意見結論に）	殺人罪 （裁判員の意見結論に）	懲役10年 （職業裁判官の意見結論に）
H	殺意あり （裁判員の意見結論に）	殺人罪 （裁判員の意見結論に）	懲役10年 （裁判員の意見結論に）

表－27　シナリオ実験（2）

			度数(人)	%
実験計画	A	裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	154	13.28
	B	裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	158	13.62
	C	裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	134	11.55
	D	裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	135	11.64
	E	裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	145	12.50
	F	裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	146	12.59
	G	裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	147	12.67
	H	裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	141	12.16
	合計		1,160	100.00

表―27　シナリオ実験（２）（続）

次の文章は、裁判員による裁判が行われた、ある殺人事件についてです。文章に続く質問について、あなたのご意見に最も近いものひとつを選んでください。

Q28_1　あなたは、被告人Ａの主張と検察側の主張とでは、どちらの方がもっともらしいと思いますか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ａヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　被告人Ａの主張の方がもっともらしい	0	0.00		
	2　どちらかといえば被告人Ａの主張の方がもっともらしい	13	8.50		
	3　どちらともいえない	56	36.60		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	70	45.75		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	14	9.15		
	合計	153	100.00	3.56	0.78
	無回答	1			
Ｂヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　被告人Ａの主張の方がもっともらしい	1	0.64		
	2　どちらかといえば被告人Ａの主張の方がもっともらしい	9	5.73		
	3　どちらともいえない	63	40.13		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	73	46.50		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	11	7.01		
	合計	157	100.00	3.54	0.74
	無回答	1			
Ｃヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　被告人Ａの主張の方がもっともらしい	1	0.75		
	2　どちらかといえば被告人Ａの主張の方がもっともらしい	11	8.21		
	3　どちらともいえない	54	40.30		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	51	38.06		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	17	12.69		
	合計	134	100.00	3.54	0.85
	無回答	0			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Dヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　被告人Aの主張の方がもっともらしい	0	0.00		
	2　どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	5	3.76		
	3　どちらともいえない	49	36.84		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	61	45.86		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	18	13.53		
	合計	133	100.00	3.69	0.75
	無回答	2			
Eヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　被告人Aの主張の方がもっともらしい	1	0.71		
	2　どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	5	3.57		
	3　どちらともいえない	66	47.14		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	59	42.14		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	9	6.43		
	合計	140	100.00	3.50	0.71
	無回答	5			
Fヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　被告人Aの主張の方がもっともらしい	0	0.00		
	2　どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	9	6.29		
	3　どちらともいえない	60	41.96		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	62	43.36		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	12	8.39		
	合計	143	100.00	3.54	0.74
	無回答	3			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Gヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　被告人Aの主張の方がもっともらしい	4	2.76		
	2　どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	4	2.76		
	3　どちらともいえない	61	42.07		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	51	35.17		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	25	17.24		
	合計	145	100.00	3.61	0.90
	無回答	2			
Hヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　被告人Aの主張の方がもっともらしい	0	0.00		
	2　どちらかといえば被告人Aの主張の方がもっともらしい	5	3.62		
	3　どちらともいえない	54	39.13		
	4　どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	65	47.10		
	5　検察側の主張の方がもっともらしい	14	10.14		
	合計	138	100.00	3.64	0.71
	無回答	3			

Q28_2　あなたは、殺意についてのこの結論に納得できますか、納得できませんか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	11	7.19		
	2　どちらかといえば納得できない	20	13.07		
	3　どちらともいえない	54	35.29		
	4　どちらかといえば納得できる	60	39.22		
	5　納得できる	8	5.23		
	合計	153	100.00	3.22	0.99
	無回答	1			
Bヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	11	7.01		
	2　どちらかといえば納得できない	20	12.74		
	3　どちらともいえない	52	33.12		
	4　どちらかといえば納得できる	65	41.40		
	5　納得できる	9	5.73		
	合計	157	100.00	3.26	1.00
	無回答	1			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Cヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	6	4.48		
	2　どちらかといえば納得できない	11	8.21		
	3　どちらともいえない	59	44.03		
	4　どちらかといえば納得できる	45	33.58		
	5　納得できる	13	9.70		
	合計	134	100.00	3.36	0.93
	無回答	0			
Dヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	4	3.03		
	2　どちらかといえば納得できない	21	15.91		
	3　どちらともいえない	43	32.58		
	4　どちらかといえば納得できる	58	43.94		
	5　納得できる	6	4.55		
	合計	132	100.00	3.31	0.90
	無回答	3			
Eヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	8	5.84		
	2　どちらかといえば納得できない	21	15.33		
	3　どちらともいえない	60	43.80		
	4　どちらかといえば納得できる	42	30.66		
	5　納得できる	6	4.38		
	合計	137	100.00	3.12	0.93
	無回答	8			
Fヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	7	4.86		
	2　どちらかといえば納得できない	17	11.81		
	3　どちらともいえない	48	33.33		
	4　どちらかといえば納得できる	57	39.58		
	5　納得できる	15	10.42		
	合計	144	100.00	3.39	0.99
	無回答	2			
Gヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	3	2.08		
	2　どちらかといえば納得できない	18	12.50		
	3　どちらともいえない	58	40.28		
	4　どちらかといえば納得できる	51	35.42		
	5　納得できる	14	9.72		
	合計	144	100.00		
	無回答	3		3.38	0.90

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Hヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	3	2.16		
	2　どちらかといえば納得できない	17	12.23		
	3　どちらともいえない	51	36.69		
	4　どちらかといえば納得できる	55	39.57		
	5　納得できる	13	9.35		
	合計	139	100.00	3.42	0.90
	無回答	2			

Q28_3　あなたは、殺意の有無について裁判員と裁判官が評議（話し合い）で決めることはふさわしいと思いますか、思いませんか。(○は１つ)

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	10	6.54		
	2　どちらかといえばふさわしい	21	13.73		
	3　どちらともいえない	54	35.29		
	4　どちらかといえばふさわしい	54	35.29		
	5　ふさわしい	14	9.15		
	合計	153	100.00	3.27	1.03
	無回答	1			
Bヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	6	3.85		
	2　どちらかといえばふさわしい	24	15.38		
	3　どちらともいえない	53	33.97		
	4　どちらかといえばふさわしい	59	37.82		
	5　ふさわしい	14	8.97		
	合計	156	100.00	3.33	0.97
	無回答	2			
Cヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	5	3.73		
	2　どちらかといえばふさわしい	22	16.42		
	3　どちらともいえない	48	35.82		
	4　どちらかといえばふさわしい	44	32.84		
	5　ふさわしい	15	11.19		
	合計	134	100.00	3.31	1.00
	無回答	0			
Dヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	2	1.50		
	2　どちらかといえばふさわしい	19	14.29		
	3　どちらともいえない	61	45.86		
	4　どちらかといえばふさわしい	39	29.32		
	5　ふさわしい	12	9.02		
	合計	133	100.00	3.30	0.88
	無回答	2			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Eヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	7	5.07		
	2　どちらかといえばふさわしい	26	18.84		
	3　どちらともいえない	45	32.61		
	4　どちらかといえばふさわしい	46	33.33		
	5　ふさわしい	14	10.14		
	合計	138	100.00	3.25	1.04
	無回答	7			
Fヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	9	6.25		
	2　どちらかといえばふさわしい	19	13.19		
	3　どちらともいえない	47	32.64		
	4　どちらかといえばふさわしい	50	34.72		
	5　ふさわしい	19	13.19		
	合計	144	100.00	3.35	1.07
	無回答	2			
Gヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	10	6.90		
	2　どちらかといえばふさわしい	21	14.48		
	3　どちらともいえない	48	33.10		
	4　どちらかといえばふさわしい	50	34.48		
	5　ふさわしい	16	11.03		
	合計	145	100.00	3.28	1.07
	無回答	2			
Hヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	5	3.60		
	2　どちらかといえばふさわしい	23	16.55		
	3　どちらともいえない	41	29.50		
	4　どちらかといえばふさわしい	60	43.17		
	5　ふさわしい	10	7.19		
	合計	139	100.00	3.34	0.96
	無回答	2			

Q28_4　あなたは、被告人Ａにどのような罪が成立するかについてのこの結論に納得できますか、納得できませんか。(○は１つ)

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	12	7.84		
	2　どちらかといえば納得できない	27	17.65		
	3　どちらともいえない	45	29.41		
	4　どちらかといえば納得できる	55	35.95		
	5　納得できる	14	9.15		
	合計	153	100.00	3.21	1.09
	無回答	1			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ｂヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	9	5.73		
	2　どちらかといえば納得できない	31	19.75		
	3　どちらともいえない	44	28.03		
	4　どちらかといえば納得できる	60	38.22		
	5　納得できる	13	8.28		
	合計	157	100.00	3.24	1.05
	無回答	1			
Ｃヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	6	4.48		
	2　どちらかといえば納得できない	21	15.67		
	3　どちらともいえない	43	32.09		
	4　どちらかといえば納得できる	45	33.58		
	5　納得できる	19	14.18		
	合計	134	100.00	3.37	1.05
	無回答	0			
Ｄヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	6	4.55		
	2　どちらかといえば納得できない	25	18.94		
	3　どちらともいえない	43	32.58		
	4　どちらかといえば納得できる	47	35.61		
	5　納得できる	11	8.33		
	合計	132	100.00	3.24	1.01
	無回答	3			
Ｅヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	7	5.04		
	2　どちらかといえば納得できない	18	12.95		
	3　どちらともいえない	54	38.85		
	4　どちらかといえば納得できる	45	32.37		
	5　納得できる	15	10.79		
	合計	139	100.00	3.31	1.00
	無回答	6			
Ｆヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	7	4.90		
	2　どちらかといえば納得できない	24	16.78		
	3　どちらともいえない	36	25.17		
	4　どちらかといえば納得できる	56	39.16		
	5　納得できる	20	13.99		
	合計	143	100.00	3.41	1.08
	無回答	3			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Gヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	6	4.14		
	2　どちらかといえば納得できない	20	13.79		
	3　どちらともいえない	51	35.17		
	4　どちらかといえば納得できる	45	31.03		
	5　納得できる	23	15.86		
	合計	145	100.00	3.41	1.04
	無回答	2			
Hヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	2	1.45		
	2　どちらかといえば納得できない	23	16.67		
	3　どちらともいえない	36	26.09		
	4　どちらかといえば納得できる	54	39.13		
	5　納得できる	23	16.67		
	合計	138	100.00	3.53	1.01
	無回答	3			

Q28_5　あなたは、被告人Ａにどのような罪が成立するかについて裁判員と裁判官が評議（話し合い）で決めることはふさわしいと思いますか、思いませんか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Aヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	11	7.24		
	2　どちらかといえばふさわしい	13	8.55		
	3　どちらともいえない	58	38.16		
	4　どちらかといえばふさわしい	57	37.50		
	5　ふさわしい	13	8.55		
	合計	152	100.00	3.32	1.00
	無回答	2			
Bヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	2	1.27		
	2　どちらかといえばふさわしい	21	13.38		
	3　どちらともいえない	56	35.67		
	4　どちらかといえばふさわしい	63	40.13		
	5　ふさわしい	15	9.55		
	合計	157	100.00	3.43	0.89
	無回答	1			
Cヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	11	8.21		
	2　どちらかといえばふさわしい	17	12.69		
	3　どちらともいえない	47	35.07		
	4　どちらかといえばふさわしい	43	32.09		
	5　ふさわしい	16	11.94		
	合計	134	100.00	3.27	1.09
	無回答	0			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Dヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	3	2.26		
	2　どちらかといえばふさわしい	11	8.27		
	3　どちらともいえない	59	44.36		
	4　どちらかといえばふさわしい	44	33.08		
	5　ふさわしい	16	12.03		
	合計	133	100.00	3.44	0.89
	無回答	2			
Eヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	4	2.88		
	2　どちらかといえばふさわしい	15	10.79		
	3　どちらともいえない	58	41.73		
	4　どちらかといえばふさわしい	49	35.25		
	5　ふさわしい	13	9.35		
	合計	139	100.00	3.37	0.90
	無回答	6			
Fヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	8	5.63		
	2　どちらかといえばふさわしい	12	8.45		
	3　どちらともいえない	51	35.92		
	4　どちらかといえばふさわしい	55	38.73		
	5　ふさわしい	16	11.27		
	合計	142	100.00	3.42	0.99
	無回答	4			
Gヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	6	4.14		
	2　どちらかといえばふさわしい	14	9.66		
	3　どちらともいえない	58	40.00		
	4　どちらかといえばふさわしい	52	35.86		
	5　ふさわしい	15	10.34		
	合計	145	100.00	3.39	0.94
	無回答	2			
Hヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	3	2.17		
	2　どちらかといえばふさわしい	14	10.14		
	3　どちらともいえない	46	33.33		
	4　どちらかといえばふさわしい	55	39.86		
	5　ふさわしい	20	14.49		
	合計	138	100.00	3.54	0.94
	無回答	3			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

Q28_6　あなたは、被告人Ａに対する刑の重さについてのこの結論に納得できますか、納得できませんか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ａヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	19	12.34		
	2　どちらかといえば納得できない	42	27.27		
	3　どちらともいえない	56	36.36		
	4　どちらかといえば納得できる	32	20.78		
	5　納得できる	5	3.25		
	合計	154	100.00	2.75	1.03
	無回答	0			
Ｂヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	14	8.92		
	2　どちらかといえば納得できない	31	19.75		
	3　どちらともいえない	71	45.22		
	4　どちらかといえば納得できる	34	21.66		
	5　納得できる	7	4.46		
	合計	157	100.00	2.93	0.98
	無回答	1			
Ｃヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	13	9.77		
	2　どちらかといえば納得できない	36	27.07		
	3　どちらともいえない	49	36.84		
	4　どちらかといえば納得できる	26	19.55		
	5　納得できる	9	6.77		
	合計	133	100.00	2.86	1.06
	無回答	1			
Ｄヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	9	6.77		
	2　どちらかといえば納得できない	35	26.32		
	3　どちらともいえない	63	47.37		
	4　どちらかといえば納得できる	23	17.29		
	5　納得できる	3	2.26		
	合計	133	100.00	2.82	0.88
	無回答	2			
Ｅヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	13	9.35		
	2　どちらかといえば納得できない	27	19.42		
	3　どちらともいえない	64	46.04		
	4　どちらかといえば納得できる	31	22.30		
	5　納得できる	4	2.88		
	合計	139	100.00	2.90	0.95
	無回答	6			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ｆヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	13	9.15		
	2　どちらかといえば納得できない	35	24.65		
	3　どちらともいえない	56	39.44		
	4　どちらかといえば納得できる	33	23.24		
	5　納得できる	5	3.52		
	合計	142	100.00	2.87	0.99
	無回答	4			
Ｇヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　納得できない	13	8.97		
	2　どちらかといえば納得できない	32	22.07		
	3　どちらともいえない	67	46.21		
	4　どちらかといえば納得できる	31	21.38		
	5　納得できる	2	1.38		
	合計	145	100.00	2.84	0.91
	無回答	2			
Ｈヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　納得できない	15	10.79		
	2　どちらかといえば納得できない	38	27.34		
	3　どちらともいえない	59	42.45		
	4　どちらかといえば納得できる	23	16.55		
	5　納得できる	4	2.88		
	合計	139	100.00	2.73	0.96
	無回答	2			

Q28_7　あなたは、被告人Ａに対する刑の重さについて裁判員と裁判官が評議（話し合い）で決めることはふさわしいと思いますか、思いませんか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ａヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	14	9.09		
	2　どちらかといえばふさわしい	23	14.94		
	3　どちらともいえない	59	38.31		
	4　どちらかといえばふさわしい	48	31.17		
	5　ふさわしい	10	6.49		
	合計	154	100.00	3.11	1.04
	無回答	0			
Ｂヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	7	4.46		
	2　どちらかといえばふさわしい	22	14.01		
	3　どちらともいえない	62	39.49		
	4　どちらかといえばふさわしい	54	34.39		
	5　ふさわしい	12	7.64		
	合計	157	100.00	3.27	0.95
	無回答	1			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Cヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	13	9.77		
	2　どちらかといえばふさわしい	14	10.53		
	3　どちらともいえない	52	39.10		
	4　どちらかといえばふさわしい	44	33.08		
	5　ふさわしい	10	7.52		
	合計	133	100.00	3.18	1.05
	無回答	1			
Dヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	4	3.01		
	2　どちらかといえばふさわしい	17	12.78		
	3　どちらともいえない	62	46.62		
	4　どちらかといえばふさわしい	42	31.58		
	5　ふさわしい	8	6.02		
	合計	133	100.00	3.25	0.87
	無回答	2			
Eヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	4	2.88		
	2　どちらかといえばふさわしい	18	12.95		
	3　どちらともいえない	57	41.01		
	4　どちらかといえばふさわしい	48	34.53		
	5　ふさわしい	12	8.63		
	合計	139	100.00	3.33	0.91
	無回答	6			
Fヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	7	4.93		
	2　どちらかといえばふさわしい	26	18.31		
	3　どちらともいえない	41	28.87		
	4　どちらかといえばふさわしい	53	37.32		
	5　ふさわしい	15	10.56		
	合計	142	100.00	3.30	1.05
	無回答	4			
Gヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　ふさわしくない	5	3.45		
	2　どちらかといえばふさわしい	18	12.41		
	3　どちらともいえない	57	39.31		
	4　どちらかといえばふさわしい	55	37.93		
	5　ふさわしい	10	6.90		
	合計	145	100.00	3.32	0.90
	無回答	2			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Hヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　ふさわしくない	5	3.60		
	2　どちらかといえばふさわしい	23	16.55		
	3　どちらともいえない	46	33.09		
	4　どちらかといえばふさわしい	56	40.29		
	5　ふさわしい	9	6.47		
	合計	139	100.00	3.29	0.94
	無回答	2			

Q28_8　あなたは、被告人Ａに対するこの刑事裁判の評議（裁判官と裁判員の話し合い）は全体として信頼できるものだと思いますか、思いませんか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ａヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　信頼できない	8	5.23		
	2　どちらかといえば信頼できない	18	11.76		
	3　どちらともいえない	73	47.71		
	4　どちらかといえば信頼できる	47	30.72		
	5　信頼できる	7	4.58		
	合計	153	100.00	3.18	0.89
	無回答	1			
Ｂヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　信頼できない	4	2.55		
	2　どちらかといえば信頼できない	27	17.20		
	3　どちらともいえない	62	39.49		
	4　どちらかといえば信頼できる	62	39.49		
	5　信頼できる	2	1.27		
	合計	157	100.00	3.20	0.83
	無回答	1			
Ｃヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　信頼できない	7	5.26		
	2　どちらかといえば信頼できない	13	9.77		
	3　どちらともいえない	63	47.37		
	4　どちらかといえば信頼できる	45	33.83		
	5　信頼できる	5	3.76		
	合計	133	100.00	3.21	0.87
	無回答	1			
Ｄヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　信頼できない	1	0.76		
	2　どちらかといえば信頼できない	21	15.91		
	3　どちらともいえない	63	47.73		
	4　どちらかといえば信頼できる	43	32.58		
	5　信頼できる	4	3.03		
	合計	132	100.00	3.21	0.77
	無回答	3			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ｅヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　信頼できない	4	2.90		
	2　どちらかといえば信頼できない	19	13.77		
	3　どちらともいえない	66	47.83		
	4　どちらかといえば信頼できる	41	29.71		
	5　信頼できる	8	5.80		
	合計	138	100.00	3.22	0.86
	無回答	7			
Ｆヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　信頼できない	7	4.90		
	2　どちらかといえば信頼できない	11	7.69		
	3　どちらともいえない	56	39.16		
	4　どちらかといえば信頼できる	59	41.26		
	5　信頼できる	10	6.99		
	合計	143	100.00	3.38	0.91
	無回答	3			
Ｇヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　信頼できない	2	1.38		
	2　どちらかといえば信頼できない	13	8.97		
	3　どちらともいえない	72	49.66		
	4　どちらかといえば信頼できる	55	37.93		
	5　信頼できる	3	2.07		
	合計	145	100.00	3.30	0.72
	無回答	2			
Ｈヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　信頼できない	4	2.88		
	2　どちらかといえば信頼できない	17	12.23		
	3　どちらともいえない	56	40.29		
	4　どちらかといえば信頼できる	58	41.73		
	5　信頼できる	4	2.88		
	合計	139	100.00	3.29	0.83
	無回答	2			

Q28_9　あなたは被告人Ａと同じような立場におかれたとしたら、裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判のどちらがよいと思いますか。（○は１つ）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ａヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　裁判員による裁判	8	5.19		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	21	13.64		
	3　どちらともいえない	80	51.95		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	34	22.08		
	5　職業裁判官のみの裁判	11	7.14		
	合計	154	100.00	3.12	0.92
	無回答	0			

表―27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Bヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　裁判員による裁判	4	2.55		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	22	14.01		
	3　どちらともいえない	102	64.97		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	26	16.56		
	5　職業裁判官のみの裁判	3	1.91		
	合計	157	100.00	3.01	0.70
	無回答	1			
Cヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　裁判員による裁判	3	2.26		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	11	8.27		
	3　どちらともいえない	75	56.39		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	29	21.80		
	5　職業裁判官のみの裁判	15	11.28		
	合計	133	100.00	3.32	0.87
	無回答	1			
Dヴァージョン　裁判官意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　裁判員による裁判	5	3.73		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	14	10.45		
	3　どちらともいえない	70	52.24		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	34	25.37		
	5　職業裁判官のみの裁判	11	8.21		
	合計	134	100.00	3.24	0.89
	無回答	1			
Eヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　裁判員による裁判	5	3.60		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	17	12.23		
	3　どちらともいえない	74	53.24		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	31	22.30		
	5　職業裁判官のみの裁判	12	8.63		
	合計	139	100.00	3.20	0.89
	無回答	6			

表−27　シナリオ実験（２）（続）

	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
Ｆヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判官意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　裁判員による裁判	4	2.80		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	18	12.59		
	3　どちらともいえない	82	57.34		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	23	16.08		
	5　職業裁判官のみの裁判	16	11.19		
	合計	143	100.00	3.20	0.90
	無回答	3			
Ｇヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判官意見懲役10年	1　裁判員による裁判	4	2.76		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	13	8.97		
	3　どちらともいえない	79	54.48		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	37	25.52		
	5　職業裁判官のみの裁判	12	8.28		
	合計	145	100.00	3.28	0.85
	無回答	2			
Ｈヴァージョン　裁判員意見で殺意あり／裁判員意見殺人／裁判員意見懲役10年	1　裁判員による裁判	4	2.90		
	2　どちらかといえば裁判員による裁判	20	14.49		
	3　どちらともいえない	74	53.62		
	4　どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	33	23.91		
	5　職業裁判官のみの裁判	7	5.07		
	合計	138	100.00	3.14	0.83
	無回答	3			

21. デモグラフィック要因

調査票では、問28の次に、性別、生年月、収入、学歴、職業を尋ねている。そのうち、性別、生年月に基く年齢分布については、表−１、２に計画サンプルと比較する形で示した。収入、学歴、職業については、表−28を参照されたい。

表－28　デモグラフィック要因

質問文	選択肢	度数	%
F3　あなたの世帯の１年間の世帯収入（税込み）は次のうちどれにあたりますか。（○は１つ）	1　300万円未満	284	24.48
	2　300万円以上、500万円未満	344	29.66
	3　500万円以上、700万円未満	216	18.62
	4　700万円以上、1000万円未満	142	12.24
	5　1000万円以上	91	7.84
	小計	1,077	92.84
	無回答	83	7.16
	合計	1,160	100.00

質問文	選択肢	度数	%
F4　あなたが最後に卒業された学校は、次のどれにあたりますか。（○は１つ）	1　小学校・中学校（旧制小学校を含む）	160	13.79
	2　高等学校（旧制中学校・師範学校・高等女学校を含む）	567	48.88
	3　短期大学・高等専門学校（旧制高校・高等師範学校を含む）	208	17.93
	4　大学・大学院（旧制大学を含む）	213	18.36
	5　その他	1	0.09
	小計	1,149	99.05
	無回答	11	0.95
	合計	1,160	100.00

質問文	選択肢	度数	%
F5　あなたの現在のお仕事は以下のどれにあたりますか。（○は１つ）	1　経営者・役員	51	4.40
	2　常時雇用の一般従業員	385	33.19
	3　臨時雇用・パート・アルバイト	208	17.93
	4　派遣社員	21	1.81
	5　自営業主・自由業者	102	8.79
	6　家族従事者	38	3.28
	7　内職	11	0.95
	8　学生	20	1.72
	9　専業主婦	185	15.95
	10　無職	112	9.66
	11　その他	10	0.86
	小計	1,143	98.53
	無回答	17	1.47
	合計	1,160	100.00

22. 裁判員による裁判への賛否

本調査票の一番最後の設問として、裁判員による裁判の導入に対する賛否を５段階の尺度で尋ねた。結果は表－29の通りである。

表－29　裁判員による裁判への賛否

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
LAYJUDGE　一般論としては、裁判員による裁判が導入されることに賛成ですか、反対ですか。(○は1つ)	1　反対	141	12.20		
	2　どちらかといえば反対	238	20.59		
	3　どちらともいえない	422	36.51		
	4　どちらかといえば賛成	280	24.22		
	5　賛成	75	6.49		
	合計	1,156	100.00	2.92	1.09
	無回答	4			

※本問は、SPSS上の変数名がLAYJUDGEと名づけられている。

注

(1) なお、この調査は部分的には、日本学術振興会科学研究費基盤(A)「刑事法学と心理学――刑事裁判心理学の構築に向けて」(2007－2010年度、研究代表者白取祐司) に基づいている。

(2) 本科学研究費による研究では、2回の全国調査に基づく分析の他、裁判員裁判のユーザー評価、裁判員裁判の運営技法、裁判員裁判への弁護士の態度と行動性向などについても研究が行われる。

(3) 正確には1938年2月1日から1988年1月末日までに生まれた者である。

(4) 浜井(2007)では、留め置き調査と面接調査の比較が報告されている。浜井らの行った被害者調査について、面接調査では回収率53.1%、訪問留め置きでは67.7%であったとされる（なおこの調査も、(社)中央調査社に委託して行われている)。この調査は調査員の面前で被調査者が回答しにくい問題を取り上げている被害者調査であることを留意しなければならないが、一般に、調査員の前で口頭での回答が求められる面接調査よりも訪問留め置き調査の方が回収率が高いと考えられるのである。

(5) シビック・パワーとは、市民が政治に与える影響力、すなわち、政治エリートによって政治が行われるのではなく、一般市民が主体となって政治に参加する、あるいは関与していると認識しているかを意味する。具体的形態としては、投票、デモ、選挙活動等がある。詳しくは引用文献参照。

(6) 市民的美徳（シビック・ヴァーチュ）とは、市民が社会に関わりを持つ際の適切な行動基準、あるいは道徳である。この概念は、政治学においては共和主義の思想と結びついた深いインプリケーションを持ち、シビック・ヴァーチュをどう理解するか、さらにはそれを態度として質問項目によっていかに測定するかについては多くの議論があると思うが、それらについては別稿で論じる予定である。

(7) この規模の社会調査では異例であるが、本科学研究費の申請が採択された時期と、調査の実査の時期が近接していたため（すでに述べたように、裁判員

制度実施以前に第１回調査の実査を行う必要がある）、本格的な予備調査を行う時間的余裕が存在しなかった。

ここでは、設問の作成について、刑事司法と裁判員制度については、Flanagan & Longmire (eds.) (1996)、Wrightsman et al. (2004)を参考にした。また、社会的態度については、Robinson et al. (eds.) (1991)を参考にした。なお、社会的態度に関する設問は、松村他(2006a;b)で用いられた設問と一部分重なっている。詳しくは、松村他(2006a;b)を参照されたい。

(8) 調査票は８種類あるが、ＡからＨのヴァージョンのどれが配付されるかは、あらかじめサンプリング名簿で順番に割り当てられていた。いうまでもなく被調査者は自己が回答した調査票以外に、それと異なるヴァージョンの調査票が存在することは知らされていない。

《引用文献》

中央調査社報(2005)「裁判員制度に関する世論調査」『中央調査社報』、No.577：6－7

Flanagan, T. & Longmire, D. (eds.) (1996) Americans View Crime and Justice: A National Public Opinion Survey, Sage Publications

浜井浩一(2007)「犯罪被害者調査（Crime Victimization Survey）が測定する犯罪――実験調査を用いた犯罪被害者調査の妥当性・信頼性についての考察」『犯罪社会学研究』No.32：8-24

最高裁判所「平成15年度司法研究」（http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/asu_kondan/asu_siryo16/pdf/siryo8.pdf ）

松尾邦弘(2006)「国民参加と司法――裁判員制度について」『法の支配』No.141 :10-21

松村良之(2007)「応報か行動コントロールか――刑罰動機をめぐって」菊田幸一他編『社会の中の刑事司法と犯罪者』日本評論社:125-138

松村良之他(2006a)「現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン」『北大法学論集』57(3):1477-1532

――(2006b)「現代日本人の法意識の全体像：2005年調査結果の概要」『北大法学論集』57(3):1401-1476

日本文化会議編(1982)『現代日本人の法意識』第一法規

坂本治也(2007)「ソーシャル・キャピタルは民主主義を機能させるのか？：日本の地方政府と市民社会の計量分析」『政策科学・国際関係論集』No.9：1-52

Wrightsman, L. et al. (2004) Measures of Legal Attitudes, Thomson

Robinson, J. et al. (eds.) (1991) Measures of Personality and Social Psychological Attitudes, Academic Press

山岸俊男(1998)『信頼の構造ーこころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会

付録１　問27のシナリオと設問（Ａヴァージョン）

問27　以下の文章は、裁判員による裁判が行われた、ある放火事件についてです。文章を読んで質問にお答えください。

Ａは、Ｂ氏の住居に放火した疑いで刑事裁判の被告人になっています。Ａは、火事のあった４日後に逮捕され、検察によって起訴されて、有権者からくじで選ばれた６名の裁判員と３名の職業裁判官が審理判断をする裁判員による裁判が行われました。

裁判の審理が始まる前に、裁判員６名に対して裁判長から次のような説明がありました。
「被告人が、人が住居に使用している建造物に火を放ち、それによって火事が発生した場合、現住建造物等放火罪となります。これから始まる裁判では、検察側が証拠や証人によってこのことを立証しようと努力しますし、被告人Ａとその弁護人は証拠や証人によってこのことを否定しようとします。皆さんの役目は、法廷に出された証拠や証言を注意深く見たり聞いたりして、火を放ったのが本当に被告人Ａであったのかについて、真実を発見することです。被告人Ａが火を放ったことを検察側が合理的な疑いをいれない程度に立証したなら有罪ですし、合理的な疑いが残るなら無罪です。
もし有罪の場合はさらに刑の重さも決めなくてはなりません。」

この刑事裁判で検察側は次のように主張しています。

「被告人Ａは、普段から憎(にく)しみを持っているＢの住宅に火をつけてやろうと考えた。被告人Ａは、12月20日の夕方５時20分頃、油で湿(しめ)らせた新聞紙を用いて、Ｂの住宅の台所口に火を放った。その結果、Ｂの住宅を全焼させた。よって被告人Ａに対して、現住建造物等放火の罪として10年の刑を求める。」

被告人Ａは次のように主張しています。
「なるほどそのころ私は、Ｂさんの住宅の近くを通りかかりました。いつも不愉快なやつなので、家の外から悪口を言ってやろうと思ったのです。火事になったのは、きっとＢさんの、残り火の不始末が原因だと思います。全焼したのは、当日空気が乾燥していて、風が強かったせいです。」

（1）あなたはこれまでのところで、有権者からくじで選ばれた裁判員にとってこの裁判が分かりやすく進んでいると思いますか、思いませんか。（○は1つ）

1	2	3	4	5
分かりにくい	どちらかといえば分かりにくい	どちらともいえない	どちらかといえば分かりやすい	分かりやすい

被告人Aのこの事件は証拠や証人の取り調べが終わり、いよいよ裁判員6名と裁判官3名による話し合いで被告人Aが現住建造物放火罪か、そして有罪なら刑の重さを決める評議の段階になりました。

評議（話し合い）が始まりました。
評議の冒頭で裁判長が次のように発言しました。
「裁判員の皆さんにとって刑事裁判は初めてでとまどっておられるでしょうから、裁判官である私たちの方から、この裁判についての見解を、一応のたたき台として申し上げようと思います。」
そして、3名の裁判官が順次、その意見を全員の前で説明しました。
その上で、裁判官の意見に対する質疑応答の形で評議は進められて行きました。

（2）あなたは、裁判員が自分の意見を自由に発言することができたと思いますか、思いませんか。（○は1つ）

1	2	3	4	5
自由に発言できなかったと思う	どちらかといえば自由に発言できなかったと思う	どちらともいえない	どちらかといえば自由に発言できたと思う	自由に発言できたと思う

（3）あなたは、このような評議（話し合い）の進め方を公正だと思いますか、不公正だと思いますか。（○は1つ）

1	2	3	4	5
不公正だと思う	どちらかといえば不公正だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば公正だと思う	公正だと思う

評議は2日間かけて熱心になされました。さまざまな角度から主張や証拠・証人について検討し、話し合った結果、有権者からくじで選ばれた裁判員6名と裁判官3名の出した結論は、無罪でした。

（4）あなたは、この刑事裁判を全体としてみて、裁判官主導だったと思いますか、有権者から選ばれた裁判員主導だったと思いますか。（○は1つ）

職業裁判官主導であった	どちらかといえば職業裁判官主導であった	どちらともいえない	どちらかといえば裁判員主導であった	裁判員主導であった
1	2	3	4	5

（5）あなたは、この刑事裁判の結果には、裁判員の意見がどの程度反映したと思いますか。（○は1つ）

反映していない	どちらかといえば反映していない	どちらともいえない	どちらかといえば反映している	反映している
1	2	3	4	5

（6）あなたは、この刑事裁判の手続きを公正だと思いますか、思いませんか。（○は1つ）

不公正だと思う	どちらかといえば不公正だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば公正だと思う	公正だと思う
1	2	3	4	5

（7）あなたは、この刑事裁判の結果に納得できますか、できませんか。（○は1つ）

納得できない	どちらかといえば納得できない	どちらともいえない	どちらかといえば納得できる	納得できる
1	2	3	4	5

付録２　問28のシナリオと設問（Ａヴァージョン）

問28　次の文章は、裁判員による裁判が行われた、ある殺人事件についてです。文章に続く質問について、あなたのご意見に最も近いものひとつを選んでください。

Ａは、知人のＢさんの家のそばで起きた猟銃の発射事件で刑事裁判の被告人になっています。この発射事件では、Ｂさんの妻のＣさんが銃弾に当たって死亡しました。
Ａは警察に逮捕され、検察によって裁判所に起訴されて、有権者から選ばれた６名の裁判員と３名の職業裁判官が審理判断をする裁判員による裁判が行われました。
なお、殺人罪の場合、被告人が殺意をもって人を殺した場合に有罪となります。したがって、被告人が殺意をもって人を殺したことを、検察側が合理的な疑いをいれない程度に立証したなら有罪ですし、合理的な疑いが残るなら無罪です。

この刑事裁判で検察側は次のように主張しています。
「被告人Ａは、金銭上のトラブルから知人のＢに深い恨みを抱き、殺してしまおうと考えるようになった。
被告人Ａは、昔から許可を得て家に置いていた猟銃を持ち出しＢの家へ行った。庭で夫婦で熱心に庭いじりをしていたＢを見つけて後ろから猟銃でねらって発射した。
ところがねらいがそれてＢのそばにいたＢの妻のＣに当たった。Ｃは間もなく死亡した。
よって被告人Ａに対して、殺人などの罪として16年の刑を求める。」

被告人Ａは次のように主張しています。
「知人のＢさんの家へ行ったら、Ｂさん夫婦がいつものように熱心に庭いじりをしていた。Ｂさんに最近購入した銃を見せようと猟銃をケースから取り出したら突然暴発した。銃弾はＣさんに当たってしまった。Ｃさんが死亡したことは残念でならないが、人を殺そうとしたものなどではまったくない。」

（１）あなたは、被告人Ａの主張と検察側の主張とでは、どちらの方がもっともらしいと思いますか。（○は１つ）

1	2	3	4	5
被告人Ａの主張の方がもっともらしい	どちらかといえば被告人Ａの主張の方がもっともらしい	どちらともいえない	どちらかといえば検察側の主張の方がもっともらしい	検察側の主張の方がもっともらしい

この事件は証拠や証人の取り調べが終わり、いよいよ裁判員６名と裁判官３名による話し合いで被告人Ａの有罪・無罪および有罪の場合の刑の重さを決める評議の段階になりました。評議においては、まず、被告人ＡにＢさんを殺そうという殺意があったか否かで議論が行われました。いろいろな側面から熱心に議論をした結果、殺意があったという職業裁判官の側の意見が通って、それが結論となりました。

（２）あなたは、殺意についてのこの結論に納得できますか、納得できませんか。（○は１つ）

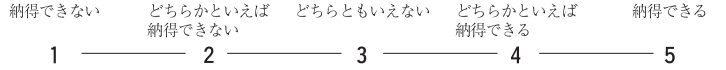

（３）あなたは、殺意の有無について裁判員と裁判官が評議（話し合い）で決めることはふさわしいと思いますか、思いませんか。（○は１つ）

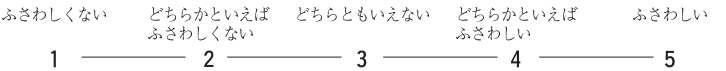

続いて裁判員６名と裁判官３名による評議（話し合い）では、職業裁判官は「Ｂさんに対する殺意があった以上、人に対する殺人の故意があったのだから、死亡したＣさんに対する殺人の罪が認められる。」という意見を表明しました。これに対して、裁判員が「Ｃさんを殺そうとしたわけではないから、Ｃさんへの殺人の故意はない。したがってＣさんについては殺人罪は成立せず、過失致死の罪に過ぎないのではないか。その代わり、被告人Ａが殺しそこねたＢさんについては、殺人未遂罪になるのではないか。」という意見を述べました。いろいろな側面から熱心に議論をした結果、「Ｃさんについて殺人罪が被告人Ａには認められる」という、職業裁判官の意見が通って、それが結論となりました。

（４）あなたは、被告人Ａにどのような罪が成立するかについてのこの結論に納得できますか、納得できませんか。（○は１つ）

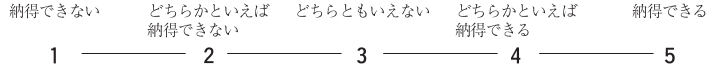

（5）あなたは、被告人Aにどのような罪が成立するかについて裁判員と裁判官が評議（話し合い）で決めることはふさわしいと思いますか、思いませんか。

（○は1つ）

1	2	3	4	5
ふさわしくない	どちらかといえばふさわしくない	どちらともいえない	どちらかといえばふさわしい	ふさわしい

有権者から選ばれた裁判員6名と職業裁判官3名による評議（話し合い）で被告人Aは結局、Cさんに対する殺人罪で有罪という結論となりました。
次いで被告人Aに対する刑の重さを議論することになりましたが、意見が割れました。すなわち、15年の刑が妥当だという有権者から選ばれた裁判員の人たちの意見と、10年の刑で十分だという職業裁判官の意見が対立しました。
いろいろな側面から熱心に議論をした結果、10年の刑が妥当であるという職業裁判官の意見が通って、それが結論となりました。

（6）あなたは、被告人Aに対する刑の重さについてのこの結論に納得できますか、納得できませんか。（○は1つ）

1	2	3	4	5
納得できない	どちらかといえば納得できない	どちらともいえない	どちらかといえば納得できる	納得できる

（7）あなたは、被告人Aに対する刑の重さについて裁判員と裁判官が評議（話し合い）で決めることはふさわしいと思いますか、思いませんか。（○は1つ）

1	2	3	4	5
ふさわしくない	どちらかといえばふさわしくない	どちらともいえない	どちらかといえばふさわしい	ふさわしい

***（8）（9）については省略した。